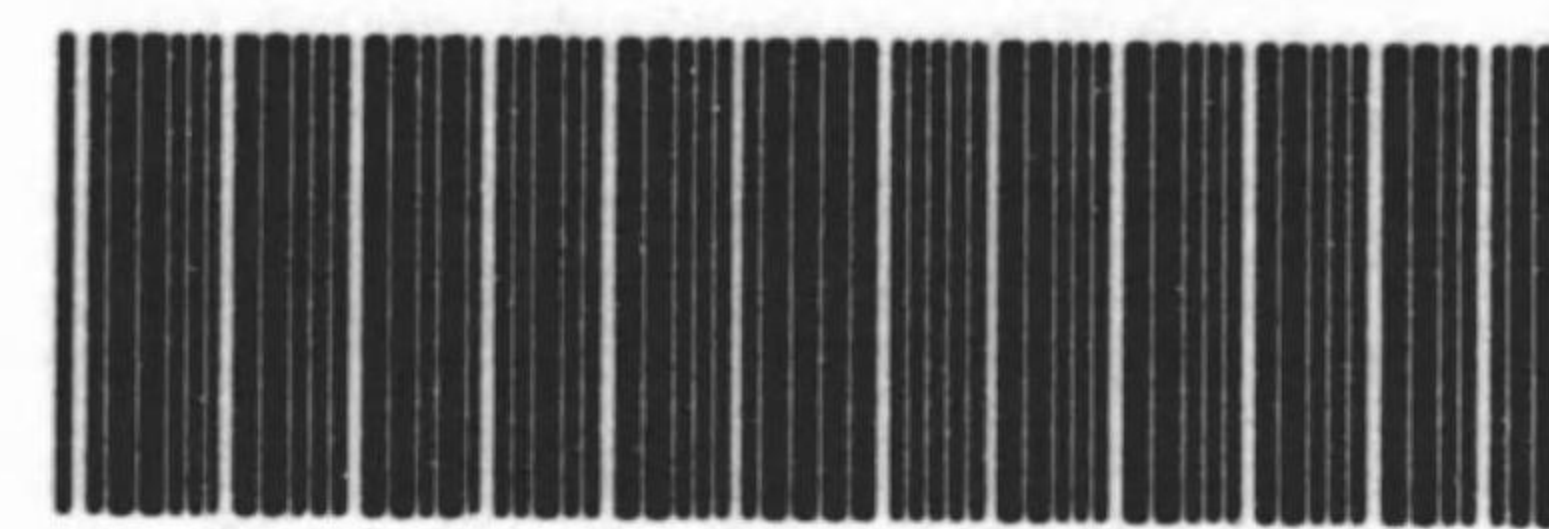


319.122
Ki264s



0010730000

3

0010730-000

319.122-Ki264s

山東問題の回顧と展望

岸田英治・著

満洲評論社

1938

ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年5月1
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

十三年春

芳

東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四一室
芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

謹請 批准

宇 塚 昭 仁 啓

岸田英治著

山東問題の回顧と展望

滿洲評論社刊

319.122
K1269A



506562

山東問題の回顧と展望 目次

序に代へて

——山東迎春の回顧——

第一章	序	説	………	一三
第二章	華盛頓に於ける日支交渉(上)	………	二二	
第三章	華盛頓に於ける日支交渉(中)	………	三五	
第四章	華盛頓に於ける日支交渉(下)	………	五〇	
第五章	北京に於ける細目交渉(上)	………	六四	
第六章	北京に於ける細目交渉(下)	………	七三	

目次

第七章 山東善後措置案大綱管見…………… 八四

第八章 山東の再検討…………… 一〇二

附 録

一、山東地方に於ける獨逸時代の權益概説…………… 一〇九

二、上海自治市建設綱領試案…………… 一三五

山東問題の回顧と展望

序に代へて

—山東迎春の回顧—

思ひ出深い民國の新春——それは青島の旅窓に迎へた大正十二年の正月であつた。

約半歳に亙る山東問題細目交渉の要務の一端に携はつた私は、師走十日正午を期して舉行さるゝ青島行政還附の式典に列なるべく愴惶として燕京を立つたのであつた。青島に着いたのは九日の夜深更、青島の市街は明日の國籍變更も知らぬ氣に山も海も既に深い眠に落ちてゐた。私は小幡公使の傳言を齎して停車場から直路守備軍司令部に自動車を驅つた。守備軍司令部の樓上には後約半日の名残なる日章旗が靜かに風に靡いて居た。

見上ぐる三層樓は電光燦として各室に輝き、宛ら晝を欺く許り、各詰所々々の人達は緊張した面

持で堆い書類の整理にせつせと勤しんで居た。纏て請ぜられた壯麗な客室、そこには時の司令官由比將軍が軍装嚴かに傍の秋山民政長官と何事か密談に耽つて居た。「小幡公使より呉々も宜しく」と只それ丈の傳言を鞠躬如として申上げると、司令官は眼鏡越しに暫くチーツと私を見詰めた儘三分置いてから「有難う、御苦勞」と只それだけであつた。

私はグランドホテルに落ち着いた。ホテルは此の記念の式典に列すべく南北より馳せ参じた人々でゴツタ返してゐた。北京で等しく會議に携はつた人々も數多く居た。取分け終始會議に於ける中國側僚友の一人として親しかつたC君は「ハロー」と許り私を食堂に拉して行つた。黄金色のシャンペンの杯が繰返し舉げられ、C君は聲高に「御芽出度う」を連呼した。私は只微笑を以てそれに答へたのであつた。

二

翌十日、其の日の午前十一時、私はC君と相携へて司令部の式場に臨んだ。式場には既に此の日の立役者督辦王正廷氏が中央に威風凜凜として突立つてゐた。目敏く私を見付けた王督辦は矢庭に私の手をシツカと握つて、「何時來たか、中國に取つて正に空前の此の記念日に君と茲に再會するを欣ぶ、君は總てを知る、山東春秋史を熟知する者君に如くはない。」と語つた。私は只黙つて光榮に

輝く王督辦に敬意を表したのであつた。

其の日の正午は刻々に近づいた。構外には二萬近い中國の老幼男女が二十有五年の昔、暴虐なる獨逸の魔手に奪はれた領土を今は善隣日本の温い手に依つて還さるゝ其の復活の喜びに、歡呼の聲を擧げて今や遅しと其の時の來るを待ち受けてゐるのであつた。正に十二點鐘、秋山民政長官はやをら起ち上つて、其の壯重なる辭令を以て爰に炳乎たる條章に遵つて、歴史ある青島の行政を擧げて其の祖國に還附するの光榮を有すと謂つた。拍手に送られ更に又萬雷の如き拍手に迎へられて起つた王正廷氏は、其の事爰に到れる善隣日本の誠徳に對し大中華全土を擧げて滿腔の感謝を表すとの意味合を切言し、拍手歡呼の聲はさしもに廣いホールを壓して何時果つべくもなかつた。

外には又もや起る萬歳の聲、爆竹の音、司令部樓上に翻つた日章旗はスル／＼と下され、之に代る中華民國旗は勢よく民國衛隊の手に依つて掲揚された。其の刹那に、ふと私は穹窿圓柱層々相依り豪爽の氣四邊を壓する神尾山の官邸に於て感慨無量の、由比將軍の英姿を思ひ浮べたのであつた。私は流石に涙ぐましい此の雰囲気堪へ兼ねて青島を去りたかつたが、更に翌十二年元旦を期して擧げらるゝ山東鐵道還附の式典に列せねばならぬことゝなつた。有體に謂へば眞實味氣ない二句を夢の間に送つて、翌年の元日私は森總領事の車に陪乘して式場に向つた。

過ぎ行く街々に爆竹の音がおちこちに盛に聴え、民戸には赤い春聯が縦横に貼られてあつた。三尺も高い高踏を穿いた人々が、色々な扮装で鉦や太鼓に合せて踊り廻つてゐるのにも幾度びか出逢つた。

鐵道還附の式は極めて簡單に終つた。日本の代表者は還附後の鐵道が舊に倍して發達して偉大なる交通機能を確保増進せんことを切望し、中國側代表は誓つて其の精神に遵つて善處すべきことを力強く宣明したのであつた。茲でもシャンペンの杯が矢鱈に擧げられた。

ホテルに歸つて私は金波銀波穩かに搖ぐ内海に陶然として次第に深い思ひに耽つて行つた。前には對岸の海西岬が指呼の間に迫り、黃島が繪の様に浮んで居た。更に眼を後に轉ずれば神尾山、萬年山、旭山が宛ら屏風の如く相連つて雄々しい姿を見せ、それらに包まれた緒の瓦と五彩の壁で目覺むる許りに鮮かな青島の市街が建竝んでゐた。帆柱の林立した小港も對岸の海西岬も茫々たる外海も皆此の市街を中心とする畫中のものとなり其の清澄な大氣を透して元日の晴れやかな日光の直射を受けて譬へ難い明麗清美なパノラマにも等しかつた。

思へば、私は押し詰つた師走の十日には行政、又此の日には鐵道還附の榮ある式典に列したのである。斯くして日本は今や何物をも残さず條約の條章を忠實に遵由して其の光輝ある責務を全うし

たのであつた。

三

私の思ひ出は二十有五年の昔滿目荒涼たる一寒村に還つた。更に千八百九十八年獨逸帝國が宣教師二名の殺害に乗じて一刻の躊躇もなく膠州灣に進撃し一瀉千里何の苦もなく青島一帯を占領し、聲高らかに獨逸皇帝の萬歲が三唱せられた其の年の二月十四日の午後二時頃の其の光景を想ひ浮べて見た。私の記憶は更に大正三年十一月十六日夜來の雨全く止んで日は麗かに輝き、到る處に日章旗翩翩として青島市中に遍く靡く時、黒鹿毛の名馬に鞭つた神尾司令官を先頭に壯嚴なる我皇軍入場式が行はれた其の日の輝かしい光景をも思ひ浮べて見た。

私の記憶は更に又千九百二十二年華盛頓會議の當時に溯つた。コンチネンタル・ビルディングの奥まつた一室に我が幣原、埴原兩全權は施肇基、顧維鈞兩全權と相對し胸襟を開いた山東還附に關する樽俎接衝に多忙なる其の日其の日を送つてゐた。幾度か行き惱みに陥つた商議は、崇高嚴正なる精神に基き彼我の互讓妥協に依り辛くも大團圓を告げ、二月一日の總會議に於て其の要項が披露せられ、總て幣原全權は悠々迫らざる態度を以て、山東問題の最重要なる意義は日支間永久の紛議を決定的に消滅せしめたことに在る。本問題が一般人心に與へた不安と緊張とは永へに其の跡を絶

つて吾人の得んとする目的は正に完全に且つ充分に達成されたのである。本件の解決は東洋に於ける隣接兩國間に友好關係を維持増進せんとする吾人の熱烈なる希望を表彰せるものであつて、开は吾に兩國の幸福安寧のみならず、廣く世界平和の爲に貢献する處大なるを疑はずと演述し、中國全權施肇基氏も本問題の解決に依り吾に日支兩國間の紛争の原因除去せられたのみならず之に依つて中國政府が華府會議招集の目的の達成に助力するを得たることを欣ぶと謂つた。英、米兩國全權何れも祝意を表したが、特に英國首席全權バルフォア卿は其の雄辯を以て山東還附を機として英國も亦其の租借地たる威海衛を適當なる條件の下に支那に還附すべしと聲明して滿場破るゝが如き喝采を博したのであつた。

斯くして華府條約に遵據して大正十一年六月より約半歳を北京の商議に費し、茲に全く山東還附に關する一切の問題を解決したのであつた。六月二十六日北京外交部大樓の開會式に於て、我が小幡公使は公正と眞摯と而して率直と協調とを以て本會議を一貫する標語とし、速かに細目善後問題の解決を告げ、日支兩國政府及國民の睦交益々敦厚を加ふるに至らむことを希望し且つ期待して息まないと切言し、王正廷氏亦之に應じて問題の輕重を斟酌し、赤誠を披瀝し、克く諒解あれば融和決して難からず、和衷の實を結ばしむるは日支兩國共榮の基礎たるのみならず、又世界各國をして

我東亞の事は東亞人自ら解決するの能力あるを知らしむる所以であるとの趣旨の熱辯を揮つた。

私は其の日の和氣霽々たる光景と、更に十二月一日細目協定に滞りなく調印を了した小幡、王兩全權が、しつかと手を握り合つた其の晴やかな情景を想起したのであつた。

最後に私は重大なる任務を完了して過ぐる日青島より凱旋した由比將軍の颯爽たる英姿をまざまざと思ひ浮べて我に返つた。

見渡せば何時の間に起つたか、宛ら天を中斷するかの如き素晴らしい白雲が見る／＼靡いて北に流れて行つた。

四

其の後私は外務本省の召電に従つて何となく名残を惜まるゝ青島を離れた。思へば約二月の滞留に私は様々の教訓を得た。而も其の間市内隨處に或は強盜或は射殺と生臭い取沙汰が次ぎ／＼に傳へられ、早くも還附後に於ける此の大都市の秩序維持に多大の不安を感じしめ、民心には謂ひ難い暗愁の氣が漂つてゐた。

青島の地よ、人よ、永へに幸あれと心に念じ乍らも、此の文明都市の月に年に移り行く轉變を慮りつゝ、私は此の思ひ出深い青島を去つたのである。それは大正十二年春まだ淺い二月のことであ

つた。それから私は北支、滿洲の各地に轉住し、私に取つては思ひ出の深い青島が次第に淋れて行くことを沁々と聞かせられた。

偶々私が聊かばかりの用務を帯びて客春南支殊に上海、南京巡訪の途に上つた時は、何となく北支山東方面の雰圍氣緊張し、或は山東問題の徹底的解決を提唱し華府會議の條約を履行せしめ懸案一切を解決して日支協戮以て東洋永遠の樂土を建設すべしと力説するものあり、或は又東亞の大局及山東の樂土建設の大計に鑑み須く華府會議以前の山東に還元すべしと切言するものもあつた。

上海では公使館舊僚友の好意に依つて民國十一年約半歲山東細目會議に苦樂を共にした。T、R其他二、三の人々と一夜を心おきなく快談するの機會を得た。T、R兩氏は共に王正廷氏の秘書官として會議の樞機に參與してゐたのである。先づそれらの人々より受けた殆ど一致した質問は滿洲國帝制確立に關する感想如何であつたが、私は關係各方面要路の謂へるが如く所謂天の攝理と民意と期せずして三月一日の大典となれるものと謂ふべく、今や滿蒙の天地は皇恩春浩蕩、已に全く論議を超越せる自然的作用と見るべく、事實は總てを雄辯に物語るではないかと簡潔に述べたる上、單刀直入山東の現情に言及し、民國十一年六月末山東會議開幕當日に於ける小幡、王兩全權の挨拶をも引用し、次で十一年十二月協定調印の夕、王正廷氏が協定の成立に滿腔の祝意を表したるに對

し小幡公使よりも同様祝意を表し近く支那に還附さるゝ青島一帶の地域に於ける日本八年の施設が更に支那に歸屬して益々其の發展隆盛を見んことを切望すと挨拶し、更に十二月五日山東鐵道細目協定の調印に際し王正廷氏が華府條約以來の精神に鑑み日支兩國國民一層の親睦を今次の解決に依り益々厚うせんことを庶幾ふ。青島今後の發展は切に兩國國民の親善努力に俟たざるを得ずと述べたるに對し、小幡公使は今次の調印に依り極東の平和確保の基礎となり延て世界の平和に貢獻するを得とせば誠に甚大なる愉快を感じる次第である。吾人は日本國民として今次の細目協定は日支間に於て記念すべき一新紀元を劃すべきを信じ此會議の結果を烏有に歸せしめざらんことを期す。茲に青島租借地還附、鐵道引渡の問題共に完了し中外人共に支那の行政の下に其の堵に安んじ業を營むべきを切望し且つ青島發達の大機關としての鐵道の發達を切望し且つ之を信じて疑はずと挨拶せることをも指摘し、さて翻つて最近に於ける日支の關係殊に山東一帶の情勢は果して如何。加之日支關係に一新紀元を劃すべき山東細目交渉に偉大なる效績ある小幡氏の駐支公使の再任に對し、其のアグレマンを一蹴したのは交渉會議に於て肝膽相照した王正廷氏其人では無かつた乎。斯の如くんば山東交渉に於て小幡全權の強調せる公正と眞摯と率直と協調とは微塵も其の實は認められず、極東平和の支柱たるべき日支兩國の誠實なる聯契は日暮れて途遠しと謂はざるを得ないと私として

は珍らしく緊張した意氣込で力説したのであつたが、當時已に北支、山東地方を中心として一般的
景團氣漸次緊張しつゝあつたことは否認し難い事實であつた。然かもそれは澎湃たる「時」の潮流に
外ならない。其の夜、私は北支、山東地方に於ける今後の治績は、日、滿、支關係の調整を順調な
らしむる楔子であらねばならぬと切言して話頭を他に轉じたのであつた。

五

埒もなく此の寸稿を書き綴るが儘に、私は山東在住の其の折々を回想しつゝ、昨今日に日に急を
告ぐる日支殊に北支、山東一帯の風雲に轉た感慨切ならざるを得ない。新聞紙の傳ふる處に依れば
蔣介石氏は、頻々として提出される日本の要求に對し一々之を受け入れるは座して國を滅すものな
るを以て、寧ろ奮起して斷乎反對の手段を執るの外なしとの強硬意見であり、五全大會第二次豫備
會議に列席した各代表も之に同意したとのことである。けれども亦一面の消息に依れば國民黨政府
要路の一部には滿洲國承認の意嚮もなきにあらずとのことであり、又蔣介石氏は五全大會に於て對
日外交方針を力説し終始一貫兩國關係の改善を圖るべく此の根本方針に絶対に變更なきのみならず
中央政府は將來益々邦交敦睦令の趣旨を全國に徹底せしめ以て東洋平和の確立に邁進せんと欲する
ものであると強調したとのことである。以上の殆ど相反撥する報道は私達をして依然として國民黨

政權の誠情を疑はしめざるを得ず。随つて斯の如くんば、誰やらが謂つたかの如く現實の事態は裏
面に其の實相を隠し、「親日」の二字はメダルの一面に書かれたる綾模様に通ぎないことを立證する
ものと慨嘆するの外はないではない乎。而して斯く觀じ來れば日支さては日、滿、支の聯契の確立
にはまだく幾多の波瀾曲折を免がれない。而かも其の間滿洲社會の自衛本能に基き極東の秩序維
持確保に専念する日本の本能的支持を得て支那共和國より獨立せる滿洲國は光輝ある發達の一途を
直往し、現代に於る完全なる獨立國たる本舞臺に躍進せんとする活機に在り、久しきに亙り混沌と
頽廢の裡に沈淪せる極東全局は滿洲國の創建を契機として正に自己甦生の劃期に在る。之を冷靜な
る歴史的眼孔より展望せば新興滿洲國を挾んで諸般の建設に當れる滿洲國の健實なる發達は斷じて
日支兩國の溝渠にはあらずして寧ろ其の聯帶關係を更に緊密ならしむる橋梁であるべきであり、然
り而して、北支、山東一帯に於ける治績は日、滿、支間の調整を順調ならしむる楔子であらねばな
らない。

凡そ國家の危險は内に於ては民心の統一を缺き外に於ては自然なる與國との提携を失ひ頼むべか
らざるに倚頼するに如くはない。有力なる漢字新聞紙も支那國民は現代に生れて國家を愛すること
を知らぬではないが只愛國の道は悲憤慷慨することではなく更に浮燥叫囂することでもなく要は沈

着にして堅き決心を抱き國家の復興を求むべきであると切言してゐるではない乎。

我等の切に善隣友邦に冀ふ處は其の古陋なる傳統と頑迷なる習慣より覺醒し、極東盟邦の眞摯なる融合に由り、東亞の安固を確保し、世界の進運に貢献し、延て人類の向上に寄與するに至らんとのである。(一〇・二・四稿)

第一章 序 說

約二十年を通じての私の霞ヶ關生活の大部分は殆ど山東問題に依て鍛鍊されたと云つてもよい。回顧すれば大正十一年十二月十日正午青島行政引繼の式典に列した際、威風凜然たる督辦魯案善後事宜王正廷氏は目敏く私を見付けて、「何時來たか中國に取つて正に空前の此の記念日に君と茲に再會するを欣ぶ。君は總てを知る。山東の春秋史(王氏は *Episode of Spring and Autumn* と云つた)を熟知する君に如くはない。」と浩然として大呼したのに對し、私は只黙つて光榮に輝く王督辦に敬意を表したのである。其の後私は外務大臣の命に依て何となく名殘を惜まるゝ青島を離れた。思へば約二箇月の青島滯留に私は様々の教訓を得た。而かも其の間市内隨處に或は強盜或は射殺と生臭い取沙汰が次ぎ／＼に傳へられ、早くも還附後に於ける此の大都市の秩序維持に多大の不安を感じしめ、民心には謂ひ難い暗愁の氣が漂つてゐた。青島の地よ、人よ、永へに幸あれと心に念じ乍らも、此の文明都市の月に年に移り行く轉變を慮りつゝ私の其の思ひ出深い青島を去つたのである。已むを得ずして飛躍的發展の道程を辿つた支那事變の委曲は、茲に贅述を俟つ迄もない。殊に山東肅清に關しては十二年十二月二十三日我皇軍總司令官に依つて發せられた大要左の重大宣言に依

て極めて明白である。

「青島濟南及膠濟沿線等山東省内には日本は支那との間に山東還附條約其の他の約定に基き正當に保證せらるべき幾多の權益を有し、之に伴ひ在留邦人の多年の努力に依り築き上げたる數億に達する資産を有す。今次事變の勃發するや日本は山東省に戰火を波及せしめざる希望に基き、邦人の引揚げを決意し以て事端の發生を防止すると共に、韓復榘に對しては山東省の大部分に亘り、又沈青島市長に對しては青島特別市に於ける邦人の權益財産等の保護方を交渉し、之に對し韓復榘は其の統制の及ぶ限り、又沈市長は同市附近に於て日本軍との戰鬪を惹起せざる限り之を保證すべき回答を得たるを以て、茲に當局は一時總てを忍んで全邦人を撤退せしめ、而して其の後に於ける青島港は特に海軍の封鎖線外に置き、又山東軍の攻勢に際しても之を黄河以南に撃退するに止め、我軍は一兵と雖も黄河を越えて前進せしめざらしめんが爲機宜の措置を講ぜり。

然るに十一月二十日前後には現地支那人の失業を懼れて嘆願及外國人側の忠言等にも耳を籍さず、官憲の命に作り正規兵を以て淄川博山等の炭礦を爆破し、沿線各地の邦人遺留財産掠奪せられ、一月十八日より青島に於ては邦人經營の紡績工場地帯が市當局の命令に依り爆破及放火せられ多數の邦人經營紡績工場遂に烏有に歸し、次で最近更に青島市内の邦人遺留財産掠奪せられ、

彼等の暴虐なる行爲は今後奈邊まで進展するや豫測すべからざるに至れり。斯の如き支那側當局の背信行爲たる邦人の遺留財産、權益等の破壊に對しては徹底的に膺懲を加ふると共に、之が正當なる損害の賠償を要求するは勿論、之が保證を獲得することも敢て辭せず。」

一月下旬、北京に於て支那側要路の人々と全然自由の立場に於ける會談に際しても私は特に山東問題に言及し、日本と山東との緊密なる關係は已に架説を俟つ迄もなく、所謂山東問題は日支親和の道程を杜塞せる一大荆棘にして、日本は此の荆棘を除去せんが爲屢次支那政府の切實なる考慮を促がしたるも荏苒遂に一九二一年の華盛頓會議に及び、而かも華府會議に於ては日本は山東問題の性質及其沿革に顧み到底忍ぶ能はざる處を忍び到底讓る能はざる處を讓り、日支親善が日支兩國の福祉、東洋平和の根本義たるは素より論なく、之が實現を期せんが爲華府會議殊に山東商議に當り日本は殆ど沒我的犧牲讓歩をも敢て辭せなかつたのである。回顧すれば、大正十一年夏北京に於ける細目交渉開會式に於て、支那側委員長王正廷氏は「赤誠を披瀝し克く諒解すれば融和決して難からず、和衷の實を結ばしむるは日支兩國の共榮の基礎たるのみならず又世界各國をして我東亞の事は東亞人自から解決するの能力あるを知らしむる所以である」との趣旨を力説したるも、日本の青島行政引繼後幾許ならずして早くも已に市内隨處に或は強盜或は射殺の不祥事相次で傳へられ、

還附後に於ける大都市の秩序維持に多大の不安を感じしめたのであるが、爾來支那側の山東に關する日支條約及協定違反蹂躪の事實頻々として喧傳せられ、最近に至つて蒙圍氣頗る緊張し、或は山東問題の徹底的解決を提唱し、華府會議條約を履行せしめ懸案一切を解決して日支協戮以て東洋永遠の樂土を建設すべしと力説するものあり、或は又東亞の大局及山東の樂土建設の大計に鑑み、須く華府會議以前の山東に還元すべしと切言するもの益々多きを加ふるに至つたのである。今次山東地方に於ける暴虐なる破壊工作は茲に贅説の要なし。殊に日支共利共益の典型的事業たるべき山東鑛山を破壊せるに至つては斷じて之を責めざるべからず。斯くして多年山東問題に關心を有する私達としては、山東地方の復舊を優先に實現せざるべからずとの信念を有することを力説したのであるが、不幸にして概ね前叙の私の管見は若干支那側要路の人々と其の見解を異にする點があつたのである。

茲に於て私は大連に歸つてから山東問題に關する私の知識の限りを盡して之を廣く日本國民の切實なる考慮に訴へんことを決意したのである。斯くして先づ私の稿を了したのは大體の要項を其の内容とするものである。

(一) 既成事實と特定國間限りの問題の除外——華府會議の進展と山東問題——山東問題提起に

關する支那側の決意——英米兩國の友好的勸奨——日支會商の組織——山東交渉開始と華府會議の休會——佛國の參加問題——日支直接交渉開始に關する米國の輿論——所謂支那民論の沸騰——華盛頓に於ける支那學生團の示威運動——支那全權の宣傳——山東問題全局解決の楔子としての鐵道問題——交渉の推移と曲折——威海衛還附に關する英國の聲明

(二) 日支會談の大觀——再度の停頓——海軍問題と極東問題と山東交渉との交錯——日本の讓步——幣原、「ヒューズ」「バルフォア」會見——駐支小幡公使の活躍説——支那全權の英米調停説提唱——米國輿論の緊張——英米調停の具現

(三) 英米調停の具現——支那政情の紛糾——米上院に於ける山東問題の討議——「ヒューズ」「バルフォア」の斡旋——米國大統領支那全權引見の真相——鐵道問題討議の紆餘曲折——鐵道運輸主任及會計主任任命問題の經緯——日本最後の讓步——山東懸案解決條約の成立

(四) 華府山東交渉に對する日本の方針——租借地の還附——公有財産——青島稅關——山東鐵道問題——山東延長線問題——優先權の拋棄——租借地の開放及外國人の既得權尊重——鹽業問題——海底電線及無線電信——「請求」の問題——細目の交渉の難關

(五) 北京會議の大點——行政權及鐵道の移讓——公有財産——埠頭及倉庫——公有財産償還方

法——鐵道國庫證券——電燈事業其の他の公共施設——日支合同會社の組織——海關問題——
鹽業問題——鑛山問題——損害賠償問題——既得權問題

(六) 既得權問題——「調整」の意義——農業問題——土地問題——市政に對する外國人參與問題——都市開放問題

北支と山東とは其の當面の善後措置に關し若干其考慮を異にせざるべからずとの信條に終始する私は、其の當面の善後措置に關し大要左の諸項を基礎として考究しつゝあるのである。

(七) 權益侵害の事例——條約上より見たる權益問題——市政參與權問題——既得權問題——土地問題——沿線都市開放問題——條約上の精神より考慮せらるべき諸問題——山東延長線問題——不當課税の撤廢又は是正——日本産業の進出——山東に於ける經濟工作の基調——經濟工作の段階——經濟工作と適所適材——既存條約廢棄論の検討日滿支經濟體系の具現而して更に進んで左の諸項を検討して私の結論を得たのである。

(八) 山東攻略の眞意義——北支山東の特異性——山東地方權益の曲折——山東地方に關する獨逸時代の權益概観——山東善後措置の基準「ヴェルサイユ」條約山東條項——日本の提案——支那事變と局面の轉換——山東善後措置案大綱私見——結語

這次膺懲聖戰の崇高なる使命を達成することに依つて眞に日本の庶幾する處は、日支の提携に在り。之が爲支那に於ける排外抗日運動を根絶し、今次の事變の如き不祥事發生の根因を芟除すると共に、日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意無く、固より毫末も領土的意圖を有するものに非ず。要するに日本は東亞の安定を望み、常に日支兩國相提携して以て世界平和の基礎を確立せんと欲するもので、之れ比隣其の幸を一にし、列國其の福を同じくするの途に外ならぬのである。

世界は正に重大なる變革期に屹立しつゝある。幾多各界の權威の指摘せるが如く、凡そ國際問題は單に法律と強制の問題には非ずして弘く社會的秩序の問題であり且つ社會的秩序は民衆の要求を満足せしめんとして熱心に努力することに依てのみ維持せらるゝのである。而して今や極東全局發奮更生の活機に處し、我日本は其の建設的實力に依り極東の平和を現實に維持確保するの支柱として終始一貫、正義と公理の大道を直往邁進せざるべからざるのみならず、熟々之を達觀すれば、支那事變は實に全世界の問題であつて、全支那延いては東洋に於ける全秩序の革整確保に終局の重點を置かなければならない。更に之を換言せば東洋秩序の眞髓は自から世界秩序の眞髓たらざるべからず。果して然らば、今次の支那事變も亦其の一面に於ては世界の新秩序運動の具現の一とも推考

し得べく、畢竟今次の崇高なる變局に依つて日本及日本國民の期する處は、之を切言せば亞細亞精神を眞髓とする東洋の秩序延いては世界の秩序を確立し、以て萬邦協和の實を顯現せなければならぬのである。

私は今十九日大連を發し一年振りで山東地方巡訪の途に上る。だが、私の山東問題に關する當面の善後措置如何は已に牢固たる信條を爲し、從て今次私の山東行脚に依つて期する處は現地要路の人々が私の管見に幾許の共鳴を與へて呉れるかを確認したい要望に外ならぬのである。「相互に尊重し且つ和協を計る善隣の精神こそ何ものよりも接護國家間の關係を促進強化し、惹いて國際間の雰圍氣に光明を投ずるものなり」終始一貫せる私の信條は斯くの如く山東問題に於て殊に然りである。四月上旬、大連に歸つてから本稿に列擧した各節に從つて赤裸々に私の管見を要説して弘く讀者各位の考慮に懇へたいと思ふ。(十三、三、十九、青島丸にて大連出航の朝稿)

第二章 華盛頓に於ける日支交渉 (上)

山東地方に於ける各種沿革殊に條約的檢討を要説するに先ち、華盛頓會議を機として山東問題に關する日支交渉開始せられ、遂に一九二二年二月四日「山東懸案解決に關する條約」の調印を見るに至れる経緯に就て、聊か略述して置かねばならない。

(一) 所謂既成事實と特定國間限りの問題を擧げて、華盛頓會議の審査判斷に委すべからざるは極東問題討議に對する日本政府の方針であつた。而して山東問題は華盛頓本會議を離れ、英米兩國の斡旋に依り日支兩國の直接交渉に依り實行せられたるも、山東商議が華盛頓九國會議に於ける支那問題討議の進展に及ぼせる影響並に山東問題の推移が支那問題討議の促進に直接間接機微なる影響を與へたるは顯著なる事實であつて、一九二一年十二月一日山東商議開始せられてより同商議の圓滑なる進展は即ち極東問題討議の圓滿なる促進を助成し、山東商議の停頓は即ち極東問題討議の澁滯を來し、山東商議に對する日本の互讓寛容なる精神の發露は極東問題の討議に際し、英米兩國の日本に對する友好的態度を以て應酬せられたのである。即ち駐屯軍問題、警察官問題、所謂二十一箇條問題の如きは其の著明なる例證とも稱するを得べく、之を切言せば、ルート決議、外國郵便

局撤廢問題、領事裁判權問題等の數件議了後に於ける極東會議は、爾餘の進展如何は殆ど山東問題に關する日支交渉の進展如何に繫れりと云ふも必ずしも過言ではない。更に之を約言せば、山東鐵道問題は實に山東問題全局を左右するの最大問題なると等しく、山東問題の歸結如何は實に極東問題全局を左右するの楔子たりしのみならず、一時山東問題の妥結如何は更に華府會議の成否如何に影響を與ふることなきやの感をさへ呈したのである。斯の如くにして、山東商議は華府會議を離れて處理せられたるも、而かも山東商議を離れて、華府會議殊に支那問題討議の推移を検討し難き所以を認容しなければならぬのである。

(二) 一九二一年十一月十九日第二回極東問題總委員會に於ける加藤友三郎全權の聲明は日本の對支方針を最も簡明に宣示せるものである。即ち、「日本は支那と最も多幸なる關係を助長せんことを切望するものであつて、支那が其の正當なる抱負を實現せんとするに對しては、苟くも其の能ふ限りの努力を吝むものに非ず。日本の希求する處は偏に極東の平和及國際の親善を確保し、進んでは列強間の協調に依り其の將來に於ける行動の指針たるべき政策竝に原則を確立せんとするに外ならず。日本は本會議に依り採擇せらるべき事項は、其の問題の性質を問はず機に臨んで之が説明若しくは討議を辭するものに非ざるも、無數の小問題を細議するの結果不當に討議を遅延するに至る

べきを虞る。」と謂ふに在る。而して上記の聲明は之に依り既成事實乃至特定國間限りの問題、即ち山東問題の如き法理と實際の兩方面より見て、一に日支兩國間の商議に委すべきこと極めて明白なる問題を、華府會議の題目より除外せしめざるべからざることを指摘すると同時に、日本は臨機此等の問題に關しても満足なる説明を與ふるに躊躇せざるの意嚮なることを表示せるものと解せねばならぬのである。

然るに、當時米國の新聞論調は日本全權の聲明を以て、畢竟漠然たる抽象論に過ぎずとし、之に依ては難關たるべき個々の問題は何等解決の曙光を得るに至らず、所謂既成問題の除外を貫徹し得べきやは頗る疑なき能はずとなじ、斯くして暗に山東問題の提起を諷示するものある一方に於て、支那全權は新聞通信員等に對する會見に於て、頻りに支那は他國よりの壓迫を免かれ光榮ある獨立國としての發展を要求するの提議を掲げて本會議に臨まんと欲する旨を力説し、支那の領土保全は二十一箇條の撤廢と山東の無條件還附を主眼とする。支那國民は支那文明の搖籃たる山東省の回復を熱望するものなることを指摘すると同時に、第一回極東問題總委員會に於て所謂要望十項を提示し、就中支那行政保全に對する制限撤廢を以て其の最も主要なる一項と爲し、治外法權、駐屯軍撤退より更に一步を進めて、或は勢力範圍の題下に於て山東問題提議の好機を捉へんとするの氣勢を

示したのであつた。而して其の間歐米輿論の一部に於ては或は日本全權は支那問題と海軍問題と兩々相俟つて相互牽制の具に供しつつあり、而して支那問題の中心たるべきは畢竟山東問題に外ならずと爲し、或は支那に關する諸問題に對する日本の態度は畢竟山東問題に對する支那並に列國の方針如何に依り影響を受くべしと推するものあり、之を極言せば、實に山東問題は支那問題のみならず、延いて華府會議全局に對する日本の方針を左右するの楔子として目せられたる感を呈するに至り、斯くして、海軍問題は幾多の迂餘曲折を経て而かも比較的圓滑なる進展を劃し、支那問題に關する討議も亦外國郵便局の裁撤を初めとして、關稅問題、領事裁判權、外國駐屯軍及警察問題等相次いで上程せられ、何れも寧ろ支那に有利なる進行を見んとしつゝあるに乘じ、支那全權は勢力範圍撤廢問題を標榜して二十一箇條問題乃至山東問題を一舉に提議せんことを期圖せるものの如く、一面支那各地よりの急電は頻りに支那國民の山東問題提訴に關する運動の熾烈なるを傳ふるあり、一九二一年十一月十六日極東問題の歸趨如何に對する世論は俄然緊張を加へたのである。而かも事態は急轉直下して日支直接交渉開始の曙光を發現するに至つた。英國バルフォア首席全權及米國國務長官にして華府會議の議長たるヒューズ氏の我が加藤全權に對する友好的勸奨がそれである。

(三) 當時確聞せる處に依れば、一九二一年十一月二十五日極東問題總委員會散會後、米國首席

全權ヒューズ氏は我が加藤全權に對し英國全權バルフォア氏と鼎座内談せんことを懇請し、加藤全權欣然之に應じたるにヒューズ氏は山東問題を華盛頓會議に於て討議するの好ましからざることを前提とし、之がためバルフォア氏と協力して微力を盡し、日支兩國間に斡旋して直接商議開始のため最善の努力を致さんとするの希望を懇示したるを以て、加藤全權はその好意を謝したる上、日本が夙に本問題の速決を熱望し來れる誠意を敷衍敘述し、且つ日本の眞意は飽く迄も日支兩國の直接交渉に依て本問題の公正妥當なる解決を期せんとするに在ることを附言し一應本國政府に請訓すべき旨を約したるが、日本政府に於ても英米兩國の好意的提言を受諾するに決し、且つ此の種問題が華府本會議に於て審査裁決せらるゝは日本に於て同意し難きこと勿論なるも、不幸にして誤解に誤解を重ねたる山東問題が一日も速かに圓滿妥正なる解決を告げ日支兩國國民の間に蟠まれる重大なる不快の原因が早きに臨んで除去せられんことは日本の衷心切望する處なる旨をも表明したのである。斯くして山東問題は英米兩國の斡旋に依り、一九二一年十二月一日を期し日支兩國全權の第一回會合を開催することとし、列席者は日支各々三全權とし之に隨員各々三名を帶同せしむべく、且つオプザーヴァーとして米國側よりは元駐日代理大使ベル及極東部長マクマレー兩氏を、又英國側よりは元駐支公使ジョルダン及英外務省極東部長ラムプソン兩氏を常時列席せしむることとなつたので

あつた。越えて十一月三十日、極東問題總委員會に於て支那全權は支那に於ける外國無線電信の即時撤廢を力説し、延いて電波長制限の問題に及ぶや、英米兩國全權は支那の要望は餘りに廣汎であり且つ専門的に互り到底本會議に於て解決を期し得べくも非ずと述べ、佛國全權も亦外國無線電信裁撤後に於ける支那側の設備に信を措き難きを指摘し、論議漸く枝葉末節に趨らんとし議場漸く倦怠の色あり、ヒューズ議長散會を宣せんとするや、我加藤全權起つて發言を求め、這次ヒューズ、バルフォア兩氏の斡旋に依り十二月一日を期し日支兩國委員山東問題商議のため會合のことゝなる旨を報告したる上、支那全權に於ても多忙なるは諒察に難からざるのみならず、日支側に於ても逐日事務繁劇を加へ終日に互りて會議を重ねること甚だ困難なるを以て、十二月二日迄華府本會議委員會を休會することゝしたき旨を提言したるに、ヒューズ議長之に應じて「山東問題に關する日支交渉開始の運びとなりたるを欣幸とし、其の満足なる解決に達せんことを切望す。將又本會議委員會休會に關する加藤男爵の提言は、事務輻輳の折柄にも顧み至極同感なり」とて十二月二日迄休會すべき旨を宣するや、支那施肇基全權發言を求め、支那全權は決して日支間の會合を希望せるものに非ず、支那政府及國民は華府會議自體に於て山東問題の討議せられんことを希望して息まざりしものなるも、日支兩國に對し等しく親善敦睦の關係を有する英米兩國の友好的同情を多とし、右

會合に参加し妥當なる解決に達せんことを希望するも、萬一其の解決を見ざる場合に於ては更に他の手段に依り本問題の解決を求むるの自由を留保する旨を聲明して緊張裡に散會したのであつた。

斯くして一九二一年十二月一日午後三時、日支兩國全權汎米會館に會同、ヒューズ、バルフォア兩全權亦來り會し先づヒューズ國務長官起つて、日支直接商議が相互に満足なる公正の解決に到達せんことを切望する旨を切言し、バルフォア氏も亦同様商議の圓滑なる進展を希望し、殊に日支兩國は獨り兩國のみならず、世界全般に對し頗る重大なる關係を有する本問題に關し隔意なき討議を盡し公明正大なる妥結を齎すべきを確信すとの趣旨を挨拶したる後を承け、我加藤全權は比隣接壤の日支兩國が和衷協同の實を完うせんがため、一切誤解の原因を芟除せんことは日本國民の常に切實冀望して息まざる處であつて、右は支那國民に於ても其の感を均しうする處なるを確信して疑はず而して支那政府が從來本問題の直接商議を敢行するを躊躇し來れる困難なる立場を諒とせざるに非ざるも、之を大局より達觀すれば問題の速決必ずしも難きに非ず、兩國民の切實緊切なる關係は何等の爭議をも許容し難し、山東問題の如きも亦餘りに誇張せられたのである。即ち問題は山東全省にも及ぶことなく山東省百分の一の半ばにも足らざる一租借地の還附と僅に二百九十哩の鐵道及其の附屬財産處分の問題に過ぎない。而かも今日迄に於ける日支兩國の往復文書は之を仔細に考査

するときは、其の實際上の所見に於て實質上多くの軒輕なきを發見し得るのである。今次の會合に於て速かに問題解決の根本を妥商し、更に兩國委員をして實際の情形に照し、一切の細目を議定せしめんことを切望すとの趣旨を陳述し、次で支那施肇基全權は支那は錯雜せる諸懸案に關し迅速なる解決を希望するものである。山東問題は支那の國運に最も重大なる案件であつて、支那國民上下舉つて迅速且つ公正なる解決を得んことを希求するものなるを以て、幸にヒューズ、バルフォア兩氏及日本全權の協力に依り満足なる解決に達せんことを切望すと述べたるが、此の時、ヒューズ、バルフォア兩氏は重ねて商議の満足なる進展を希望し此の種會合は全く之を日支兩國代表に委ねること至當にして、萬一會議の進行に伴ひ何等助力を必要とする場合には欣然微力を致すに躊躇せざるべしと述べたる上、ヒ、バ兩氏は各自國オブザーヴァーを残して退席し、爰に全く日支兩國の直接商議が開幕せられたのであつた。

(四) 英米兩國の好意的斡旋に依り、山東問題に關する日支直接交渉開始せらるべしとの公報傳はるや、米國諸新聞紙は或は之を以て米國外交の成功なりとし、或は又、本問題の如きは支那の保全に對する著明なる侵犯として須く華府本會議に提起すべしとの支那側宣傳を誇大に報道するものもあつたのであるが、之を大觀して米國輿論は寧ろ微溫的ではなかつたかと思はれる。

而して米國輿論が意外に冷靜を以て本問題を迎へたる所以のものは、ヒューズ國務長官が記者團との會見に於て、山東問題は日支兩國間限りの商議なるを以て、濫りに揣摩臆測を加へ、爲に會議の進行を妨害すべからず、との忠言が與へて力あつたと觀測したのもないではない。素よりその眞否は保し難きも、當時會々華府本會議に於ては海軍制限比率問題漸次緊張し海軍専門委員會に於て竟に意見の合致を見るに至らず、其の儘全權に報告するの已むを得ざるに出でたるは、實に十一月三十日即ち我加藤全權が極東問題委員會に於て山東直接交渉の開始を發表した其の當日に在る。而かも亦其の一面に於ては本會議に於ける極東問題の進展に關しても何等局面を展開せざるべからざる重機に在つたのである。隨つて此の緊張せる雰圍氣に於て山東問題に關する日支直接交渉の進展如何は、常に華府本會議に於ける支那問題全局を左右する楔子たるのみならず、山東問題の妥結如何は更に華府本會議全局の成否に影響を及ぼすこと無きを保せざる情勢に在つたと云ふも必ずしも過言ではない。果して然らば、華盛頓に於ける日支交渉開始當時に於ける米國輿論の寧ろ冷靜であつたことも亦一面に於て以上の觀點より考察を要すべきではないかと思はれる。

米國輿論の寧ろ緘黙であつたことは概ね前叙の如きも、當時支那各地の所謂民論は殆ど舉つて日支直接交渉の開始に激烈なる反對を呼號し、其の間、示威運動は各地隨處に續行せられ、比較的穩

健論者は寧ろ已むを得ずんば山東に於ける利権の無條件還附を強要し、他面二十一箇條問題の華府會議提訴に依り國民的要求を貫徹すべし。要するに山東問題にして其の本來の主張を抛たざるべからずとせば、寧ろ大正四年及七年の日支協定の裁撤に主力を傾注するの外なしとの見解を固持しつゝあつたかのやうであつた。而して一方極東會議開始以來、支那全權に對ししきりに壓迫を加へ來れる華盛頓に於ける支那學生團は、十二月一日愈々日支會合開始の確報に接するや數十名の學生團支那全權事務所に參集し、極端なる言辭を弄して全權の會議出席を阻止し、他面支那全權事務所は同日山東問題に關する公表書を發表し獨逸の膠州灣占領當時より説き起し、日支交渉の經過及日本が中立地帯を超越して敢て兵を進むるに至れる情況等を略述し、支那側從來の論據たる對獨宣戰の結果膠州灣租借條約は消滅に歸せりとの主張を繰返し、英露佛伊等に於て山東に關する日本の立場擁護を約せるの事實を指摘し、畢竟山東問題は常に日支間の問題には非ずして、ヴェルサイユ條約に調印せる他列國との問題なることを敘述し、特に米國の輿論に訴へんことを期せるものの如く感ぜられたのである。概ね上叙の如く山東交渉に關する支那學生團の示威運動は當初相當激烈なるものありしも、米國官憲の嚴重なる警戒に依り十二月五日日支交渉第五回會議の頃より殆ど其の跡を絶つに至つたのであつた。而して先是、一九二二年十二月一日第一回日支兩國全權の會合に於て、(一)日

支全權各三名、隨員各三名とすること (2) 本會合の非公式なる性質に顧み議長を置かざること (3) 雙方の同意を経て出來得る限り交渉經過を公表すること (4) 雙方の書記官をして議事録を作成せしむること (5) 大正十年九月七日日本政府の對支覺書其の他の日支往復文書を商議の基礎とすること等を協定したるも、十二月二日の第二回會合に於て、支那全權は本會合に參加するの事實を以て日支間及支那と他各國との諸條約に對する支那政府從來の態度に何等變更を及ぼしたるものではない。從來日支兩國國民の感情を刺戟し事態を錯綜せしめたる各種條約に關する議論は努めて之を避け、主として現存の事實のみを基礎とすることは討議の進行を圖り其の成功を容易ならしむる所以なるべしと聲明したのであるが、蓋し之に依て大正四年日支條約の效力を確認するものなりとの見解を回避すると同時に、商議の基礎を單に日本側の文書のみならず支那政府屢次の主張に重點を置かんことを期圖せるものであつたと思はれる。之に對し日本全權は抽象的議論を避け實際問題を主とするの趣旨は同感なるも、本問題に關する日本の提議は極めて明白であつて、支那側提議と相違の點亦明瞭なるのみならず、山東に於て獨逸の有せる權利、ヴェルサイユ條約に基く日本の地位及其の後に於ける日本の提議に基き日本の有すべき權利は一目瞭然たるを以て、右等の具體的問題を箇々に論議することを然るべしとの趣旨を應酬したのであつた。

將又、既述の如く會議に於ける隨員は日支各三名に限定せられたるも、支那側は毎回約十名を越ゆる隨員を列席せしめたのである。(此の點に關し日本側より軽く詰問したるに支那全權は三名以外の者は「佐理員」と御承知ありたいとのことであつた。茲に於て當時華府會議事務の一端に携はつてゐた私達も、所謂「佐理員」の資格に於て山東交渉にも堂々として列席し得たのであつた。)殊に當時山東省政府主任外交秘書徐東藩外、山東地方の代表と目せらるゝもの支那全權の背後に着席して、各種の資料を全權に提供し施肇基及顧維鈞兩氏の如きは常に前記徐東藩等の意見を取次いで論議を進むる實情であつて、且つ前記の人々は大正十一年北京に於ける山東細目會議に於て支那側委員として活動し、動々もすれば華府に於ける山東交渉當時の談合を曲解し若しくは捏造し、爲に等しく華盛頓に於ける日支交渉に列席し次で北京細目會議にも参加せる日本側の人々より難詰せられたること一二にして止まらず。支那外交折衝の頑陋なる、概ね斯くの如しと推考せなければならぬ。

(五) 斯くして十二月一日第一回會議以來回を重ねること三十六、其の間十二月二十日第十七回會議及一月六日第二十回會議の兩度に亘り鐵道問題のため商議の停頓を來し、何れも約旬日若しくは一週日の休會を見たるの外、會議は殆ど連日時としては午前午後の兩度に亘つて討議せられたのである。

元來鐵道問題が山東問題全局の解決を左右するの楔子たるべきは當初より豫期せられた處であつて、既存協定に基く日支合辦案に對し、支那側は即時現金拂(Cash outright)を頑強に主張し、次で我方に於て讓歩の上借款案を提示したるも、支那側は容易に讓歩の色を示さず、爲に鐵道問題を中心とする商議全局の前途暗澹たるものあるに至つたのであつた。然るに一九二二年一月二十五日米國大統領支那全權にして駐支公使たる施肇基氏を引見せりとの公報發せらるゝや、急轉直下、山東問題は大團圓に入り、一月三十一日午前、第三十五回會議に於て鐵道問題を解決し、茲に山東善後措置大綱全部の協定を了し、同日午後協定事項を整理し、二月四日午後五時汎米會館に於てヒューズ、バルフォア兩全權臨席日支兩全權條約に署名を了し茲に一九二二年十二月一日以來滿二閱月、回を重ねる三十六、幾多の波瀾曲折を経て日支親和の道程を杜塞せる一大荆棘を除去するを得たのである。而して一九二二年二月一日華府會議に於て、前記山東問題解決大綱の内容がヒューズ議長に依り報告せらるゝや、英國バルフォア首席全權は山東問題全部の終結には猶ほ威海衛の問題殘存すとして、英國が威海衛を租借するに至れる歴史を略説したる上、「威海衛租借地は元來露獨に對し支那の領土防衛の目的を以て英國の占據したるものなるを以て、當時の事情全く變更し且つ山東に於ける他の全區域が支那に還附せらるゝに至れる以上英國も亦同様の條件を以て威海衛を還附すべ

し。斯くて支那は山東全省の完全なる主權を恢復するものなり。」との趣旨を聲明して滿場破るゝかの如き喝采を浴びたのであつた。

以上、聊か冗長ながら管説せる處に依り、山東問題の複雑なる國際關係と、華盛頓會議に於ける日本の立場と、日支直接交渉の圓滑なる進展の困難なりし實情と、且つ又華盛頓に於ける山東交渉に際し日本に於て殆ど没我的犧牲讓歩をも敢て辭せざりし所以とを推考するを得べく、而して又山東地方に關する諸問題を考究するに當つては、其の間如上複雑多岐なる沿革と經緯とを考慮に加ふるの要があるのではないかと思はれる。

更に項を改めて華盛頓に於ける山東交渉の推移と曲折とを概説し、進んで一九二二年の山東條約に基く各種問題を解説し、殊に所謂權益の實質を検討して參考の一端に供したいと思ふ。

第三章 華盛頓に於ける日支交渉 (中)

(六) 山東問題に關する華盛頓に於ける日支交渉は、之を要言せば差當り各種の問題に關する善後措置の大綱を協定し、之が細目は北京又は東京に於ける細目討議の決定に譲らんとするの方針を以て措置せられたと云つてよい。

華盛頓に於ける山東問題討議の順序に關しては、特に日本側より提議することなく、當初の了解に従ひ實際問題を首先とし、常に問題全局の速決方に關する誠意を披瀝し、支那側の需めに應じて誠實に應酬を重ねたのであるが、斯くして青島稅關問題、官有財産及公共營造物竝に公共事業の問題は數回の會議に於て大體の協定に達し、其の間支那全權が自己の體面を繕ふに努めたる形跡は之を認めざるを得ざるも、支那側に於ても當初の聲言を重んじ條約其他法理上の論議を滋くすることを避け、實際上の解決を得んがため何等かの妥協點を發見せんことを期したるの事實は、之を諒とせざるを得ないと思はれるのである。

而して、當時に於ける新聞論調は専ら四國條約問題に集注せられ、山東問題に關しては只だ順調なる進展を報じ、鐵道問題に關する支那側の主張極めて強硬なるを傳へたる外、特に批判を加へた

るものもなかつたかのやうである。

鐵道問題が山東問題の全局の解決を左右するの楔子たるべきは、當初より豫期せられた處であつた。果然、十二月十日第九回會議に於て鹽業問題より鐵道問題に轉するや、日支相反撥せる方針は到底容易に妥協點を發見するに由無く、爾來討議を盡すこと連續九回に及べるも何等妥協の曙光だに得難く、遂に十二月二十日第十七回會議に於て、日本全權は鐵道問題に關する我立場を明かにしたる上、我最も寛容なる提案が支那側の受諾する處とならざるは極めて遺憾なるも、日支兩國は其の最善を盡して本問題解決の途を講ぜざるべからずと信ずるを以て、此の上は一切の經過を政府に報告し今後執るべき措置に關し本國政府の訓令を待つの外無き旨を聲明すると同時に、支那全權に於ても本國政府の切實なる考慮を求むるため請訓せんことを要望したるに、支那全權は支那側としては此の上更に本國政府に請訓すべき點なく、又鐵道問題に關し何等決定を見ざる限り其の他の問題に移ること困難なる立場に在る旨を繰返したるを以て、遂に無期休會を約するの已むを得ざるに至つたのであつた。時正に華府本會議に於ては支那全權は租借地問題より勢力範圍撤廢の問題に論及し更に一步を進めて二十一箇條問題を提起し連日奮闘を續け英國全權は威海衛租借地の還附問題は現に進行中の山東問題の歸結如何に依り考慮すべき旨を聲明し、加ふるに海軍協定は主義上の協定

に達したるも太平洋四國條約に關する解釋問題漸く論壇を賑はすに至れるのみならず、山東問題に關する日支交渉の眼目たる鐵道問題爭議の中心たる支那の現金即時拂と日本の讓歩案たる借款案とは、當時會々市俄古銀行借款利子不拂の事實發生し支那の真相を熟知するものは支那全權の主張を寧ろ一笑に附したるが如きも、條理と實際とを解せざる一般輿論の向背は寧ろ日本に不利なるものあり、而して日本全權事務所が新聞通信員との會見に於て日本の立場を釋明するに最善の努力を試みたるも實に此の時に在つたのである。

然るに、當時に於ける華府本會議の大勢を按ずるに、海軍問題に關する協定成立に伴ひ、或は一鴻千里の勢を以て華府會議全局の結了を促進するに至ること無きを保せずとの觀測が頗る有力であつて、従つて一方山東問題に關する日支交渉も出來得る限り速かに進捗せしむること亦寧ろ得策且つ肝要と謂はざるべからざるも、山東善後處分の最大難關たる鐵道問題に關しては已に十二月二日第二回會議の際、支那側に於て合辦案反對意見を表明力説せるのみならず、元來合辦案に對しては英米兩國側に於ても豫てより難色あり、加ふるに之に乗じて支那側の態度極めて執拗であつて、殊に十二月十二日第十回會議以來存りに鐵道問題の速決を主張し、勢ひ日本側に於ても我究極の態度を明示せざるを得ざるに至つたのである。茲に於て日本全權は本國政府の追認を條件として全然日

本全權の試案として借款案を提示したのであつたが、而かも支那全權の頑強なる主張は遂に商議の停頓を來し、更に一段の轉換策を講ずるに非ざれば殆ど進展の途なく、交渉の斷絶乎若しくは偏に大局に顧念し更に一段の讓歩を敢てするか、の二者何れか其の一を選ぶの外無きに至つたのであつた。

(七) 然るに、日本政府に於ては日支直接交渉開始以來飽く迄も公正妥協の精神を以て談合を進め難きを忍んで讓歩をも敢てしたるに拘はらず、支那全權は徒らに本國の政情乃至輿論等に鑑み、偏へに自己の立場をのみ顧念し、只管責任を回避して終に本交渉を不調に了らしめんとするの寧ろ得策なるを思料しつゝあるものゝ如く、而かも日本に於て此の上不當の妥協を餘儀なくせられんか勢ひ我國論の沸騰を免かれざるべし。仍て英米兩國代表に對し日本の立場を表明し、商議の再開は之を他日に讓るの外無き旨を通告すると同時に、一方華府本會議も軍備問題及四國協商を初め赫々たる成果を擧げ會議も漸次末期に近づきつゝあるに際し、山東問題のため華府本會議の結了を遅延せしむるは、大局に不利なる影響を及ぼすの結果を來し、惹いて華府會議の成效を傷くるが如きことあるに於ては日本政府の深く遺憾とする處なるを以て、山東交渉の推移如何に拘らず、華府會議に於ける極東問題の討議を進捗し、以て華府會議有終の美を完ふせんことを切望すとの方針を堅持

しつゝあるやに傳へられたのであつた。果然十二月二十七日日本全權を代表して、幣原男のヒューズ、バルフォア兩巨頭歴訪の報が喧傳せられたのである。當時幣原男の英米兩巨頭と會談の内容は之を詳かにし難きのみならず、之が赤裸々なる説明を試みることは今日に於ては殆ど無益のことである。たゞ私の知る限りを簡説するならば、幣原全權は先づヒューズ全權との會談に於て、山東問題従來の経過と日本の立場とを説明し、此の上日本に讓歩を求めんとするは之れ畢竟完全なる降伏を強ゆるものに外ならず、從て支那側に於て従來の態度を改め妥協の態度を示すに非ざれば、勢ひ交渉は斷絶の外なかるべし、而かも一方會々支那に内閣の變動あり、新政府の方針如何に就ても未だ何等聞く處なきを以て、暫く形勢の瞭然たる迄商議再開を延期するの外なしとの意味合を述べたるに對し、ヒューズ長官は山東交渉に關しては英米兩國は全然局外に立ち何等の助言をも爲さざるを以て賢明なりと思考しつゝあり、從つて此の際日本側に對し忠言を呈するの趣旨には非ざるも、幣原男個人の知友として平素抱懐せる意見を進言すれば、山東問題は日本の事情に通ぜざる歐米人よりは日本の侵略政策の一反映と認めつゝあるに顧み、日本に於て今次の絶好の機會を捉へ、本問題に關し能ふ限り寛容なる態度を示し、世上の誤解を一掃すること機宜に適すべく、山東鐵道問題の如き亦然り、日本に於て長期の借款を強要するときは日本の山東還附は眞の還附には非ずして何等

か表面に野心を包蔵するに非ずやとの疑念を誘致せしむることあるべきを虞る、との趣旨を述べ、兎に角支那側に對し斷乎として交渉斷絶の聲明を爲すことは事態頗る重大なるを以て、始く之を差控へんことを懇請したとのことであつたが、次で幣原全權は英國バルフォア全權とも會見略々ヒューズ長官に對すると同様の意見を述ぶるや、バ全權も亦ヒューズ長官と同様の意見を懇説し、殊に山東商議の決裂が四國條約の米國上院通過に直接重大なる支障を來すの虞あることを切言したとのことであつた。

事態概ね前叙の如く山東交渉は已に局面展開の曙光を失へりと觀測せられたる折柄、駐支小幡公使、新任支那國務總理と會見山東問題に關し懇談を遂げたる結果、總理は山東鐵道借款案に同意せりとの報道が突如として傳へられたのである。當時確聞せる處に依れば、ヒューズ國務長官は幣原全權に會見を求め、支那全權の齎らせる處なりとて、「小幡公使外交總長を訪ひ山東鐵道を日本の資本に依る借款鐵道とするの案に對し速かに諾否の確答を要求し、「華府に於ける日本全權が山東鐵道を津浦鐵道の支線とし、日本人の副技師長副運輸主任及副會計主任を置くの案に同意したるは政府の訓令に依りたるものには非ず。此の際支那政府に於て借款鐵道案に即刻同意せざるに於ては日本政府は華盛頓に於ける交渉打切りを日本全權に訓令すべし。」との趣旨をば通告したとのことで

あるが、果して然らば小幡公使は恰かも一種の最後通牒を發したるものゝ如く、斯くては本問題は北京に於ける小幡公使の行動に依り一層困難なる事態を生ずるの虞あるも、そは姑く措き、山東問題に關し日支間に於て何等か妥協の方途を發見せんことは、我等の熱望して息まざる處であるが、而かも本件交渉に第三者の容喙するは日支双方の爲め不利なるべきを以て、双方の希望に合致せざる限り何等の措置を執るの意思無きも、若し正當に爲し得べきことあるに於ては、毫も勞を厭ふものに非ず。」との意味合を懇談したとのことであつた。

(八) 斯の如くにして十二月二十日商議停頓に陥りてより、荏苒旬日に及び、華府本會議に於ては二十一箇條問題に關する討議漸く高調に達せんとし、一月三日一九二二年初頭華府本會議に於ける極東問題委員會は殆ど日本を目標とする在駐屯軍撤廢問題の討議に入らんとし局面甚だ緊張したのであるが、而かも其の目を發端として、山東問題日支交渉のオブザーヴァーとして終始列席してゐた米國務省極東部長マクマレー及英國外務省極東部員ラムプソン兩氏の活躍が續けられたのである。兩氏がヒューズ、バルフォア兩巨頭の内意を含んでの行動であることは謂ふまでもない。斯くして日本全權も最後の努力を試みることゝなつたのであるが、商議の再開は素より異議なしとするも、單に一方の再考を促がすのみを以てしては毫も問題の進捗に益ありとも思料せられず、從

つて何等の成算なくんば商議の再開は却て危機を促進するに過ぎないことは、殆ど豫断に難からざる處であつた。けれども英米兩國殊に米國側に於て兎に角商議の再開を慫慂して已まず、且つ支那側に於ても兎に角商議を再開したる上、何等か妥協の方途を發見したしとの意向を有つことは確かであるとのことも内通して來たとのことであつた。茲に於て日本側に於ても之に應じ、一月四日第十八回商議を開催することになつたのであるが、支那側に於て眞實互讓妥協の誠意無き以上到底商議の促進を期し難きは容易き賭易きの理と謂ふべく、果然何等圓滑なる進展を見ず、遂に支那全權は英米調停案を提言し之に依て自己の責任を回避せんとする豫ての魂膽を露骨に表明したのであるけれども斯の如きは固より日本側に於て承服の限りに非ず、即ち商議は一月六日第二十回會議を以て再び決裂の運命に陥つたのであつた。

かくて一九二二年一月初旬再度の停頓に陥るや、日本全權は新聞記者團に對し山東問題に關する日本の立場及從來の經過を説明し、日本最後の提案は極度の讓歩なることを告げ、更に記者團の質問に答へて極力事態の闡明に努め、日本全權は此の際英米の周旋に依頼するの地位に在らざることを明白に宣言したのであるが、當時新聞紙の論調は或は英米の調停必ず至るべし、支那全權は已に本國政府當局に要請せりと報道し、或は日本全權は山東問題を以て二十一箇條問題を牽制しつつあ

りと推し、或は又日本政府は他面北京政府との間に強硬なる商議を開始せりと傳ふるあり。而して如上切迫せる雰囲気の中に日支交渉のオブザーヴァーとして當初より會議に列席せるマクマレー、ラムプソン兩氏の活動が開始せられたのであつて、且つ兩氏の行動がヒューズ、バルフォア兩巨頭の内意を承けたるものなるは概ね想像に難からざるは已に一言せる通りである。

概ね前叙の如く讓歩か決裂か局面暗澹たるものあるに際し、一月十日紐育ウォールド紙は突如として日本政府の廟議讓歩に決せりと東京特電を傳へ、之に關聯して二三有力なる新聞紙は日本政府の底意は既に讓歩に決せり、而かも容易に之を提言せざるは二十一箇條問題及西比利亞問題の有利に解決せらるるの時機を待ちつゝあるが爲に外ならず、若し夫れ右等問題の有利なる解決を見るに至らば、日本全權は最後のカードを投ずるに躊躇せざるべしと論ずるものあり、斯くして之を通觀するに一般輿論は華府會議が豫期以上に遅延するの理由を以て山東問題の停頓に歸し、現に英國バルフォア首席全權の歸英荏苒決せざるも亦之がために外ならずとの觀測を下すものも多かつたのである。而して一月六日商議再度の停頓を來してより既に一週日、一は輿論の趨向に顧み米國政府當局は頻りに商議の再開を促かし、支那全權も亦鐵道問題は姑く之を擱置し他の殘餘の問題に關し討議を進せんことを提言し來つたのであるが、素より鐵道問題にして根本的解決を見ざる限り他

の問題の討議は殆ど意義を生ぜざるも、さりとして又敢て之を拒否すべき限りにも非ず、仍て日本全權は虚心坦懐、一月十一日を以て第二十一回會議の開催を快諾したのである。而かも時會々支那の政局日を趁ふて紛糾の兆を呈し、吳佩孚は名を山東鐵道問題に藉つて國務總理梁士詒反對の通電を發し、廣東政府も亦北京政府が山東問題に關し密かに交渉し又は日本よりの借款を企てたりとて大總統及梁士詒攻撃の宣言を發布し、一方上海其他長江流域地方に於ても山東問題等に辭を借り梁士詒内閣反對の氣勢を高むるに至り、惹いて直隸、河南、湖北、湖南、江西、江蘇七省獨立宣言を斷行せんとする形勢迫れりとの報道すら傳はり、支那政府の前途混沌として形勢の推移殆ど逆暗し難きものあるに至つたのである。

而して上叙の情勢に於て果して支那全權に於て山東問題に關し、克く其の責任を以て問題妥結の態度に出づるを得べきや、寧ろ自己の地位を觀念し或は一層執拗に從來の態度を固持し容易に讓歩の色を示さざることなきを保せず、之れ新たに湧起せられたる難關の一と謂はざるを得ずして、鐵道問題を中心とする商議の前途は益々悲觀せざるを得なかつたのである。

(九) 斯の如くにして、一月十一日第二十一回會議再開以來商議を重ねること十二回、一月二十六日第三十三回會議を以て鹽業問題、守備軍撤退問題、鐵道延長線問題、青島及商埠地開放問題、

贛山問題等は格段の波瀾無くして逐次議了せられ、其の間諸新聞紙も山東商議が着々圓滿なる進行を告げつつあるを報じ、唯だ鐵道問題が依然として最後の難關たるを指摘し、米國上院議員の一部には、山東問題の解決を見ずんば之を以て四國條約排斥の一理由と爲さんとするの議内密に進行しつつあるやに流傳せられたのであるが、果然一月二十日民主黨議員ウォルシュ氏は山東問題に關する長文の決議案を上院に提出し、山東問題の解決に關し採りたる措置を上院に報告せんことを大統領に要求し且つ決議案提出の理由として、日支間の交渉決裂に至るべしとの報道に接したること、及上院は山東問題の解決を見ざる限り四國條約の批准を躊躇すべきこと、及、此際本問題を解決せざれば將來解決の望み殆ど無かるべき等を指摘したのであつた。之に對し上院議員にして華府會議全權たるロッチ及アンダーウッド兩氏は「山東問題に關しては凡ゆる機會に於て調停を試みつつあり。日支間の交渉は近く解決を見るに至るべし。さり乍ら、山東問題は華府會議と直接の關係無く殊に華府會議參加國中七箇國はヴェルサイユ條約に依り束縛せられ居る關係上、本問題は先づ日支間の解決を俟たざるべからず、華府本會議遲延の一原因は正に本問題に在りと思考せられ、若し不幸にして解決を見ざるに於ては、諸條約の批准に悪影響を及ぼすことなきを保せず。斯くては誠に遺憾なるも近く解決を見るに至るべしと思料しつつあり。」との趣旨を説明し、尙ほボラー議員等よ

りも寧ろ山東問題を國際聯盟の構成する裁判所に於て審議せしむべしとの提言ありたるも、ロツヂ及アンダーウッド兩氏は繰返し近く解決の見込あるを以て此の際特に何等の措置をも採らざるが然るべしとの意味合を述べ、一先づ討議を終結したるが、越えて一月二十四日前記ウォルシュ決議は豫期せられたるが如き波瀾無くして葬り去られたのであつた。

概ね前叙の如くロツヂ及アンダーウッド兩氏は繰返し山東問題の解決近きにあるべきを言明し、次で米國大統領及國務長官亦内外記者團との會見に於て、山東問題は素より重大なるも日支兩國に於て必ず之を解決すべきことを期待する旨を確言し、二三有力なる新聞紙亦英米遂に起てりと傳ふるあり、更に一月二十六日第三十三回日支會議に於て支那全權より進んで鐵道問題以外の各協定事項に關し條約案の起草を提議したるが如き其の間機微なる脈絡の伏在するを推想せざるを得ない。然り、ヒューズ、バルフォア兩巨頭最後の熱誠なる盡力は實に其の間急速度を以て進行せられつゝあつたのである。即ち確聞する處に依れば、一月二十日バルフォア氏は日本全權を「ラファイエツト」ホテルに招請し、ヒューズ氏と共に山東問題の妥結を懇談したるを以て、日本全權より其の立場を説明し努めて大局の保全を觀念するの見地より、既に譲るべき總てを譲れる旨を言明したるにバルフォア氏は遂に、一の妥協案を内示し日本側に於て之を應諾するに於ては、ヒューズ氏と共に

極力支那側を説得すべき旨を提言したるも、日本全權は日本の立場は已に繰返し明述せるが如く如何なる妥協案と雖、最後讓歩案の骨子を超越することを得ずとの趣旨を反覆説明して辭去したることであつたが、其の後更にバルフォア氏の懇請に依つて會見を重ねること前後三回、其の間バルフォア、ヒューズ兩氏より支那全權に篤と説示せること、支那全權は之を本國政府に請訓せること、別に駐支英國公使をして支那政府に説示せしめつゝあること等を内話し、極めて樂觀的口吻を仄かしたることである。而して支那施肇基全權が米國大統領に謁見、會談時餘に互れる旨各新聞紙に特筆報道せられたるは實に一月二十五日であつて、米上院に於ける山東問題に關するウォルシュ決議案が何等の波瀾を見ること無くして葬り去られたる實に其の翌日であつたのである。

(十) 斯くして山東商議は急轉直下大團圓に入つたのであるが、米國大統領の支那全權引見に關し其の間の消息を傳ふる處に依れば、一月二十六日ヒューズ國務長官は特に往訪せる米國通信員に答へて、米大統領と支那全權との會談は寧ろ支那側の希望に出で、且つ大統領も米國全權も山東問題に關し米國を責任の地位に置くが如き行動に出でざるべきことを言明し、尙米國全權又は米國政府よりは從來何等解決條件を提議せることなく、唯だ如何にせば本問題の解決せらるべきやを探究する爲め熱心なる努力を爲しつゝあるに過ぎずと附言したることであつたが、翌二十七日の諸新

聞は何れも大統領及支那全權の會見は支那側の希望に出でたるものなることを傳へ、中には支那全權は大統領に對し仲裁を求めたるも拒絶せられたりと傳ふるものあり、當時一般の輿論は漸次山東問題に關する日本の公正なる態度を諒解し來るもの如く、防備問題遅延の責任は東京に在るも、山東問題遅延の責任は北京に在りとの觀察を下すものも尠からず。將又、英米周旋の真相に關し外國通信員等より屢々日本側に質問する處ありたるも、更に斯くの如き事實なきことを答ふるに止めたるが、大統領支那全權會見の結果、一層外部の注意を喚起したるも日本の關する限り英米側より何等仲裁を受けたることなき旨を明白に答へたのであつた。而かも斯くして情勢は逐日緊張し、一月三十日第三十回會議は豫定を變更して鐵道問題を上議し、翌三十一日に互つて所見を交換し、遂に山東問題全局の楔子たる鐵道問題を一決したのである。

己に風雲一過して坦々たる砥を行くが如く、山東條約案の討議は一瀉千里に議定せられ、二月四日午後五時汎米會館に於てヒューズ、バルフォア兩全權列席、日支兩國全權條約に署名を了し、一九二一年十二月一日以來滿二箇月、回を重ねること三十六幾度かの波瀾曲折を経て漸く解決することを得たのであつた。

以上管説する處に依つて、私は久しきに互り日支親和の道程を杜塞せる一大荊柵たりし山東問題

解決のため到底忍ぶ能はざる處を忍び、到底譲る能はざる處を譲り、殆ど没我的犠牲讓歩をも敢て辭せざりし所以のものは、偏へに日支兩國の福祉、東亞の康寧、延いて世界和平を希求するの熱情に根基するに外ならざることを闡明することを期せんとするものである。(華盛頓に於ける日支交渉「中、終。」)

第四章 華盛頓に於ける日支交渉 (下)

(十一) 華盛頓に於ける山東問題に關する日支交渉は、差當り各種問題善後措置の大綱を協定し、之が細目は北京又は東京に於ける討議決定に譲らんとするの方針を以て措置せられたることは已に前節に一言せる通りであつて、蓋し華盛頓に於ける日支會議に於ては日支双方共に山東現地の實情に關する適確なる資料に乏しく、殊に支那全權の如きは當時全權の背後に列座せる山東地方代表等の次ぎ／＼に提供する尨大なる資料を基礎として強硬なる主張を繰返すに過ぎず。而して日本側に於ても遺憾乍ら適確なる資料に缺くるものありしを以て、細目の決定は之を更に慎重なる後日の討議に譲り、以て差當り山東問題の基本的解決を期し、延いて華府會議有終の美を完了せしむるに如かずとの日本政府の方針に基據せるものと推考せざるを得ない。

華府山東條約正文二十八箇條、附屬書六項、議事録記載の了解事項六項より成る。以下其の重なる善後措置の大綱に關し聯か解説を加へて「華盛頓に於ける日支交渉」を終らうと思ふ。

1、租借地の還附、舊獨逸租借地の還附は既定の事項であつて、且つ租借地にして還附せらるゝ以上、之を前提とする租借地周圍の五十キロメートルの中立地帯に關する權利も亦當然支那に返還

せらるべきものである。(支那全權は中立地帯に關する件も明文を以て規定せんことを希望したるも日本全權は當然の事理として特に明定するの必要なことを主張し、支那側も之に同意したのであつた。)

前記還附の實行に關しては、日支兩國の委員を任命して之を處理せしむべく、且つ右委員は租借地還附の外、公有財産の移轉問題、既得權の態様及效力問題を始め、鹽田、電信等に關する諸問題をも處理するものであつて、之れ山東條約に「均しく調整(adjust)を要する他の事項」と規定せる所以なるも、之が實際上の解決に相當の困難を免かれざるべきは概ね豫想に難からぬ處であつた。

行政の移轉に必要な諸文書の引繼はヴェルサイユ條約に依り、日本が獨逸より受領せる文書を始め日本に於て青島管理中の文書をも必要に應じ支那側に引渡さんとするものであつて、租借地を還附する以上當然處理せらるべきものであらねばならない。

2、公有財産 公有財産の處分に關しては、一切之を實地に就き日支兩國委員の協定に讓れるも、其の根本方針としては (一)支那政府に引渡さるべきもの、(二)施設に参加を條件として支那政府に引渡すもの、(三)内外人を株主として支那會社に交付するもの、(四)官有地、(五)日本に於て保有すべきものの五項に類別したのであるが、其の最も問題となるべきは (二)の施設に参加を

條件として支那政府に引渡すべきものであつて、條約に於ては道路、水道、公園、下水、衛生設備等の公共營造物の經營及維持に關しては青島に在留する外國居留民團體に公正なる代表權 (Fair representation) を認むることとなれるも、實際問題としては論議を免かれざるべく、又、(四)の官有地に關して舊獨逸官有地は一般公有財産と等しく原則として無償とし、又、日本官憲の新たに買収せる土地は有償にて支那政府に移轉することとなれるも、右官有地の内日本人が貸下を受けたる土地に關しては華盛頓に於ける山東條約には何等の規定無く、従つて細目交渉に際し所謂既得權利の一種として解決せらるべき難問題の一つとして残されたのである。

3、日本駐屯軍の撤退 膠州灣還附協定成立の上は山東より撤兵すべきことは既定の方針であり又、右協定成立前と雖も支那政府に於て巡警隊を組織し鐵道の警備を引受くるに於ては日本軍隊の撤退すべきことを聲明したのであるが、山東沿線の撤兵に關しては大正十一年三月の協定に依り細目會議開催に先ち既に實行し、又、青島に於ける守備隊の撤去も華府山東條約の規定に遵ひ遲滯無く實行を了したのである。

4、青島税關 青島税關は元來支那海關の一部であつて、唯だ海關長及海關員、一定貨物の免税、關稅收入の二割を日本官憲に納付すること等獨逸時代の特權を繼續行使せるに過ぎない。而し

て華府山東條約は之等の特權を拋棄すべきことを明かにせるものに外ならず。唯だ上記特權を拋棄すると共に、青島に於ける日本の貿易關係の多大なるに鑑み青島税關との交渉に於て日本語の使用及青島税關職員の選定に關して了解を遂げたのである。

5、山東鐵道問題 第一鐵道價格問題に關しては元來條約に基づき支那側に於て償却せらるべき現實價格 (actual value) は、獨逸の遺留せる部分の査定額五三、四〇六、一四一金貨麻(約二、七〇〇萬圓)の外、押收後日本に於て永久的改善又は加工のため現實に支出せる總額二、五〇〇萬圓を加へたるものなるも、右日本の投資額の内幾許が永久的改善又は加工に現實に加へたる額なりや、又、條約に規定せられたる減損價格 (suitable allowance for depreciation) の査定に關しては何れも細目會議の決定に讓られたのである。第二、埠頭及倉庫問題に關しては日本側の意向は埠頭及倉庫事業を鐵道の附帶事業と爲すに在りたるも、華盛頓の山東交渉に於ては何等決定に至らずして終つたのであつた。第三、國庫證券問題に關しては (一)國庫證券は期限十五箇年、鐵道の財産及收入を擔保とするものであるが、之を嚴格に云へば已に名義上借款鐵道の主張を捨てたる以上、細目交渉の際は國庫證券に關する財業的の事項、例へば利子、證券償還の方法等を協定するに止まり、其の對外債務たる實質に於ては差異なしとするも、一般借款鐵道契約等に規定せるが如き材料供給

の優先権又は續借權等を主張することは聊か困難となつたと解せざるを得ない。(二)一般借款鐵道の例に依れば、運輸主任及會計主任等の職員は外國側より推薦し支那政府に於て使命することとなり居るも、華府山東條約に於ては支那政府に於て選擇任命するを得ることとなつたのである。尤も條約附屬の了解事項に於て支那政府は右選任に關し日本政府に對し、「有用なるべき報道」(useful information)を求むることを約定せるを以て、實際問題としては同様の効果を期待し得べき筋合であらねばならない。(三)當時山東鐵道に従事せる日本人は約二千名を超えたるが、之等鐵道従事員の地位に關しては鐵道引渡と共に支那政府は相當の豫告を以て自由に解雇し又は留任せしむる權限を有すること、又鐵道引渡後直ちに行はるべき従業員(employees)更迭に關する細目の協定は解雇手當等の問題と共に之を細目會議に譲つたのである。(四)細目會議に於て日支委員意見一致せざる場合には、日支兩國政府の外交手段に依り處理せらるべく、又、必要に應じ第三國の専門家の勸告を求むることとなるも、右は仲裁裁判を求むるが如き性質のものには非ずして單に其の勸告(commendation)を求めて事件の進捗に資するに止まり、何等決定的に之を拘束するものではない。

(五) 鐵道引渡後二年半を経過したるときは、支那政府は支那人の運輸副主任を任命することを得べきも、若し鐵道引渡後五年を経過するも支那政府に於て即時買收を實行せざるときは右運輸副

主任は解任せらるべきものである。尤も其の後と雖、支那政府に於て六箇月の豫告を以て即時買收を通告するときは其の時機より副主任を任命し得べきである。(六)一般借款鐵道の場合には運輸主任及會計主任は其の部下の職員選任に關し、豫め内外人員表を作成して之を鐵道督辦に提出し其の内より選任せらるることとなるべきものなるも、華盛頓に於ける山東條約は日本人たる運輸會計兩主任直屬の職員は總て支那側に於て任命すべく、又、支那政府は前記職員として日本人を任命するの義務を有せずと協定せられたのである。従つて實際問題としては兎も角運輸及會計兩主任の當然の權限問題として一般借款鐵道の場合に於けるが如き權能を要求することは聊か困難と解せざるべからざるが如きも、之亦他の諸問題と等しく其の局に膺る人物の如何に依て活用せらるべき問題である。

6、山東延長線問題 濟南順德線及高密徐州線を對支借款團の共同事業に提供すべきことは、既に一九二〇年紐育に於ける對支四國借款團代表會議に於て大體決定せる處であつて、華府に於ける山東交渉開始に先ち、大正十年九月上旬駐支小幡公使より支那政府に對し、速かに山東商議の開始を提議し、同時に山東問題善後措置案大綱九項を提示し、山東鐵道延長線に關する權利及煙灘鐵道等に關する優先権は對支借款團の共同事業に提供すべきことを聲明したのであるが、華府山東條約は此の事實を確認せるものに過ぎない。又、濟南順德線とあるも同線の一端が必ずしも順德と決定

せるものには非ずして、將來適當の地點を選定し得るものであつて、華府に於ける日支會議に於ても此の點に關し一應の了解を遂げたのである。尙又、煙濰鐵道は前記延長線の如く日本資本家と支那政府との間に借款豫備契約成立せるものには非ず、單に支那政府より獨逸公使に對し本件借款に就ては第一に獨逸商人に商議すべき旨の公文を送れる行懸りを日本に於て其の儘繼承せるものに過ぎない。而して華府山東條約に於ては、日本は支那が自國資本を以て本鐵道を建設する限り同鐵道に對する資本供給の選擇權を國際財業團（支那が對支四國借款團を承認し居らざる關係上 *International Financial Group* と稱したのである）の共同事業に開放すべきことを要求せざるべき旨を聲明したのである。

7、鑛山問題 (一) 華府山東條約の明文には、本件鑛山は支那政府の特許する會社に引渡すこととなれるが、右は支那側に於て民論の向背に危惧し兎に角會社の設置に關しては支那の特許を受くべきものなることを記入したしとの支那側の希望に基き之を條約に記載せるものであつて、其の趣旨は一切の支那法令に遵すべきことを承認せるものではない。又、右會社は官辦商辦の何れに據るも自由なるべく、且又形式の如何に拘はらず日本全權は各鑛山を通じて之を全然日支均等の基礎に立つべき *Combination of capital* に引渡すべきものなることを終始一貫主張したのである。

(二) 鑛山の評價如何も實際問題として相當論議あるべきである。右に就ては賠償委員會決定の約五六〇萬金貨馬克の外、日本の管理中此等鑛山に加へたる施設をも加算するを要すべく、而して右總額の半額だけは支那側より償却し、之を以て其の持分と爲すことを要すべく、又右半額を一定の方法に依り日本資本家に拂下ぐる方法も考へられるのである。

8、一般優先權の拋棄 一八九八年の膠州委付に關する獨支條約は、「山東省内に於て人、資本或は材料に付、外國の助力を必要とする總ての場合には、清國政府は先づ此の種の事項に關係ある獨逸國工業家及商人に對し、該事業及材料の供給に従事せむことを申出づるの義務を有す。獨逸國工業家及商人にして斯かる事業に従事し又は材料を供給せむとする意思なき場合に於ては、清國は任意に他の方法に依ることを得べし。」と規定したるが、大正十年九月上旬駐支小幡公使より支那政府に對し山東問題善後措置大綱を提示するに際し、膠州租借條約に基づく人、資本及材料供給に關する一般優先權は之を拋棄すべき旨を聲明したのである。即ち一般優先權の拋棄は日本政府既定の方針であつて、華府山東交渉に於ても一九二一年十二月初旬の會議に於て前記大正十年九月日本政府の聲明を確認し、山東條約附屬書に於て此の種外國の助力に關する一切の優先權を拋棄すべきことを聲明したのである。

9、租借地の開放及外國人の既得権問題 華府山東條約の結果として、(一)外國人は舊獨逸租借地に於て商工業其の他一切の合法の業務に従事することを得べきも、右合法の業務の範圍は大體普通開放地に於ける條約の規定及實例を標準とするを妥當と解すべきである。又、華府山東條約に依れば、「合法の業務 (Commerce, industry and other lawful pursuits) なる字句は農業其の他支那の法規に依り禁止し、又は支那と諸外國との條約に據り外國人に許可さるゝ企業を包含するものと解釋すべからざることになつたのである。(二)專管居留地又は共同居留地は之を拋棄することゝなりたるも、支那側に引渡すべき道路下水水道等の經營に關しては外國居留民團體に公正なる代表權 (fair representation) を有せしむることゝし、又、電話企業は公衆の一般利益上當然要求せらるべき該企業の擴張及改良に關し外國居留民團體の爲す請求に對し相當の考慮を拂ふべく (due consideration to requests)、且又、支那政府は自治制度の實施を見るに至る迄外國居留民の福祉並に利益に直接の影響あるべき市政事項に關し外國居留民の意見を確むべきこと (ascertain the views of the foreign residents in such municipal matters as may directly affect their welfare and interests) となつたのである。(三)華府山東條約は外國人が舊獨逸國施政の下に於けると日本國行政の期間内に於けるとを問はず、合法且公正に取得せる既得権 (vested rights lawfully and equitably acquired)

を尊重すべきことを規定したのであるが、右の結果として問題となるべきは鹽業、土地に關する權利、膠州灣内外の漁業、農業等なるべく、鹽業に關しては華府に於ける山東交渉に於て根本的協定成立したるも、土地問題に關しては將來の協定に讓ることゝなり、又、農業に關しても山東條約成立當時既に従事せるものゝ調整如何は論議を免かれざるべく、要するに外國人の既に従事し居れる事業中既得権を以て目するを得べきや否や、又其の效力及態様に關する問題は細目會議の討議決定に讓ることゝなつたのである。(四)山東省に於ける都市開放の件は支那政府に於て適當の都市を選定開放すべく、且つ主として外國貿易發展の見地より章程を設くべく、右に就ては特別の協定を避け支那政府より特定の形式を以て速かに外國に發表し、該宣言を以て條約の補足たる性質を有せしむることに談合を遂げたのである。尙ほ都市の選定は右の如く支那側に於て之を爲すこととなるも、華盛頓に於ける山東商議の際、日本全權は青島租借地内外並に鐵道沿線に居住する日本人を放逐するが如き結果を來たさざらんことを要求して置いたのである。將又、右開放に關する章程に關しては外國人に對し公正なる待遇を與ふべしとの支那全權の言明を信頼し、豫め必ず外國と協議せざるべからざること主張せざるも、其の規定にして公正ならざるときは、關係國より抗議することあるべき旨をも留保して置いたのである。

10、鹽業問題 華府山東條約の結果、支那政府は膠州灣沿岸に於て製鹽業に従事する日本國民又は日本會社の利益は公正なる補償を支拂ひて買収すべく、且つ一定量の鹽を適當の條件を以て日本に輸出を許可すべきこととなつたのであるが、日本人經營の鹽田投資額約三五〇萬圓のみならず支那側をして將來相當の期間に對する見積利益をも補償せしむること必要なるべきも、此の點に關しては華府山東條約には何等の規定なきを以て細目會議に於ける論議の一問題たるべく、又、日本向輸出鹽の協定に就ても實際問題として種々考究を要するものあるべく、之等は總て細目會議の協定に讓ることとなつたのである。

11、海底電線及無線電信 (一)青島佐世保間海底電線は元來日本が青島占領後青島上海及青島芝罘線の一部を引揚げ軍事的措置として敷設せるものであつて、軍隊撤退と共に之を撤去すべきこと當然なるも、其の日支間に於ける電氣通信上極めて肝要なる事實に顧み新たに永久的の施設として支那側との間に協定を遂ぐることとなつたものである。而して青島芝罘及青島上海線は支那内地を聯絡するものであつて、青島佐世保線の日本にとり重要なるに比すべくもあらざるを以て、青島佐世保線保持の見地より交換條件として之を拋棄することとなつたのである。(二)濟南に於ける無線電信は日本軍に於て山東鐵道押收後築造せるものであつて、又、青島に於ける無線電信は獨逸の海

軍無線電信存在したるを改築の意味に於て實は新築せるものであつたのである。華府に於ける山東交渉に於て日本側より之を一般公衆用に供し、且つ日本假名文字通信を許すことを提議したるも、結局細目會議に讓ることとなつたのである。(三)電話事業將來の經營に對し外國居留民團體の要求を考慮すべきこととなれるは既述の通りであつて、將又、濟南、濰縣、青島等に於ける郵便局に關しては租借地内に於ける日本郵便局は行政の移轉と同時に又租借地外に於ける日本郵便局は山東鐵道の移轉と同時に撤去せらるることとなつたのである。

12、請求(Claims)の問題 華府に於ける山東交渉に於て支那全權は「支那人民の所有に關する山東省内の土地にして充分なる協定に基づかずして日本官憲又は日本國民に依り占有せられ居るものに關する一切の返還請求、及支那の公有財産又は支那人の身體及財産に對し日本の占領中山東省内に於て日本官憲又は日本國民の加へたる損害より生ずる一切の賠償要求は日支共同委員會之を調査すべく、右委員會に於て前記請求を是認したるときは、日本に於て公平なる賠償を爲すべし。」と提案すると同時に、右に該當する事實として土地に關しては鐵道地帯に於て十一箇所、鐵道並に租借地外に於て三十六其の價額合せて四十四餘萬弗、又支那人の被りたる損害に對する賠償は百二十件總額五百六十八萬六千餘弗に達する旨を附言したるが、日本全權は之に應ずるの理由なく、現に明

治三十八年の日支條約（ポーツマス條約の確認を主眼とするもの）に於ても戦争行爲に基く損害は總て之を考慮せざる方針を堅持し、且つ前記明治三十八年の日支條約に於ては日本は鐵道及租借地を共に取得し支那は何等得る處なかりしに反し、山東に關しては日本は既に獨逸官有財産の無償引渡を承諾したのである。従つて損害賠償の如きは到底之を考慮するを得ず。尤も支那側の所謂賠償要求にして眞に正當なるものあるに於ては、日本側に於て之が賠償を考慮することあるべきも、何れにせよ本問題の如きは之を條約に掲記すべき筋合のものに非ずと論駁し、支那全權は尠くとも條約に「本條約は日本官憲又は日本國民に對する支那政府又は人民の損害要求を妨ぐることなし」との一項を規定せんことを希望したるも、日本全權は條約正文に挿入するを許さず、單に議事録に留むることとし、同時に「日本の軍事行動に由り直接生じたることあるべき如何なる損害に就ても、責任ありと認めらるゝことなし」との一項を明記することとして解決を告げたるも、支那側に於て將來細目會議に提議すべきは概ね豫見せられたのであつた。

13、以上概説せる處に依り、華盛頓に於ける山東交渉は差當り各種問題の基本的解決を期し、細目の決定は之を細目會議に譲るの方針に據れることが略々首肯せられるのである。而して大正十一年六月下旬より北京に開催せられたる細目會議に於て、支那委員は華府に於ける山東條約を努めて

支那側に有利に解釋せんとし、殊に既得權の問題及公共施設の經營維持に對する外國人參加の問題並に外國居留民の福祉利益に直接の影響あるべき市政事項に關し、當該外國居留民の意見を確かむべしとの華府山東商議に於ける了解等に對しては最も論議を重ねたるも、遂に明確なる意見の合致を見るに至らずして終れるものなしとせず、従つて山東問題の現情を究明せんとせば勢ひ前記主要なる問題に關する北京山東交渉の經過を検討せなければならぬのである。

今次の事變の約束の重要な條項の一たるべき山東問題善後措置に關する卑見を管説するに當り華盛頓及北京に於ける日支交渉の曲折を詳説するは必ずしも私の本意ではない。けれども今次の事變は謂ふ迄もなく、之に依て日本は何等領土的意圖なく、日本の希求する日支の提携は日本の利益の爲に支那を犠牲に供せんとするものには非ずして、兩國相互に相扶け以て東亞の興隆を期するに在り。之がため新興政權の發展に協力し、之と兩國々交を調整して更生新支那の建設に協力せんとに在る。概ね上叙の觀點よりせば、獨り山東のみならず他地方に於ける占據地域の事態は總ては新政權との間に公正なる調整を期すべき時機が有るべきではないかと思はれる。果して然らば、山東問題を回顧概説することは必ずしも「死兒の齡」を算ふるに過ぎずとして一嘆に付すべき限りでもないと思料せざるを得ないのである。（「華盛頓に於ける日支交渉」、終。）

第五章 北京に於ける細目交渉（上）

(一) 北京に於ける山東問題細目會議は第一及第二の兩委員會より成り、後者は主として鐵道問題を處理し前者は爾餘の一切の問題を處理し、大正十一年六月二十六日北京外交部大樓に開會式を舉行し、第一委員會は六月二十九日第一回會議を開き十一月二十九日第五十回會議を以て一切の問題を議了し、十二月一日外交部大樓に於て山東懸案細目協定二十八箇條、同附屬書十項、同附屬了解事項四項に日支兩國委員署名を了し、又、第二委員會は六月三十日第一回會議を開き十二月五日第二十一回會議を以て一切を議了し、同日、山東懸案鐵道細目協定正文十八箇條、同附屬了解事項七項に日支兩國委員署名を了したのであつた。而して細目會議に於て最も討議を重ねたるは既得權殊に土地問題及公共施設の經營及維持に對する外國人參加の問題であつて、論争を反復したるも遂に明確なる意見の合致を見るに至らずして終れるもの無しとせず。先づ細目協定の結果を摘録せば(1)一切の行政權は大正十一年十二月十日正午を期し支那に引繼がれ、爾後行政上の一切の權力及責任は支那政府に皈したのであるが、條約協定及慣例等に依り日本領事官に屬するものは其の限りではない。(2)山東鐵道及其の支線並に一切の附屬財産は大正十二年一月一日正午を期し支那政府

に移讓せられたのである。(3)青島に於ける日本軍隊(憲兵を含む)は行政引繼の日より二十日以内に撤退を完了したのである。(4)公有財産にして日本政府に於て保有すべき財産及日本人居留民團體のため必要なるものは屢次の討議を経て決定せられた。(5)埠頭倉庫に關しては、鐵道の附帶事業として國庫證券の擔保に供せしめんことを日本側より提議したるも、支那側の要請を容れ之を一般公有財産として處理し、已に日本側にて施行中の埠頭擴張工事を豫定計畫に従ひ遂行完成せしめ又、公有財産補償償還完了に至る迄青島に於ける埠頭(倉庫を含む)を外債の擔保と爲さるべく、又、若し該埠頭を外債の擔保と爲さんとする場合には、先づ日本に協議せしむることに規定せられたのである。(6)公有財産償還方法に關し當初支那側は償還期限十年とし滿三年後三箇月の豫告を以て全部又は一部を償還することを得べき無利子の國庫證券案を提議したるも、日本側より國庫證券と借款とは支那側自ら區別を立つるに過ぎずして、其の對外債務たることに於て何等異なる處なし尤も支那の財政状態に顧み日本の好意として國庫證券の發行價格を額面通りとし利率を年七分五厘とすべく、又、擔保としては關稅剩餘金及鹽稅剩餘金、青島に於ける公有財産及之より生ずる收入鹽田及工場並に之より生ずる收入を提供すべきことを主張し、最後に至る迄決定せず、支那側は最後案として利子五分、擔保として關餘及鹽餘其の他確實なる物件を提供すべきことを提言したるも

結局協定正文の通り公有財産に對する補償及鹽業補償金合計金一、六〇〇萬圓内二〇〇萬圓は公産及鹽業引渡後一箇月内に現金を以て支拂ふべく、爾餘の金一、四〇〇萬圓は期限十五年、利率六分の國庫證券を以て交付すべく、且つ最初の一年間据置第二年月より毎年二回五〇萬圓宛利息支拂期日に於て償還すべく、但し何時にても三箇月の豫告を以て國庫證券の全部又は一部を償還するを得ることとしたのである。尙又、本國庫證券の擔保は關稅剩餘金及鹽稅剩餘金を以て之に充つるの外、他の確實なる擔保物件を考慮選定すべく、又、將來支那外債整理の場合には本國庫證券を第一次の機會に於て該整理案中に含ましむることとなつたのである。(1)鐵道補償額は日本側讓歩案たる四三〇〇萬圓に對し支那側に於ては其の最後案として三三〇〇萬銀元を主張し、次で支那側より日支兩國側の主張を折衷し三九六五萬圓を提言したるも、日本側に於ては四〇〇〇萬圓以下に讓歩の餘地なく、支那側にて容認せざるに於ては遺憾乍ら第三者の評定に委ぬるの外なしと強硬に主張し、遂に鐵道補償金を四〇〇〇萬圓とし、國庫證券の利率を六分とすることに協定したのである。尙ほ期限十五年證券交付の日より五年の終りに、又は其の後何時にても六箇月の豫告を以て全部又は一部を償還するを得べきことは、已に華府山東條約の規定する處である。(8)鐵道國庫證券の擔保は山東鐵道に屬する財産及其の收入とし、且つ上記の擔保は之を内債又は他の外債の擔保に供すること

を得ず。但し支那政府に於て國庫證券償還のため内債を募集せんとする場合に於て、日支兩國政府の間に豫め協定を経たるときは此の限りに非ずと協定し、又鐵道の收入を以て國庫證券の元利金支拂に充當すべきことを約定したのである。又、(9)鐵道従業員中支那政府に於て其の繼續勤務を要望するものは、引繼事務開始の日より一箇月以内に決定すべく、又、離職すべき従事員に對しては離職の際一律一箇月分の給料を支給すべきことを協定したのであつた。(10)公有財産及塩業補償金に對する國庫證券中製塩業者に交付するものを除きたるもの、及山東鐵道國庫證券中賠償金特別會計に附屬するものを除きたるもの、以上兩者合して約一八〇〇萬圓は其の後我對支文化事業特別會計法に依り對支文化事業の財源に充當せらるることになつたのである。(11)電燈事業(附帶事業として電力供給を爲す)、屠獸場及洗濯所を經營すべき會社の組織に關し、之を支那側の特許會社として支那及外國人(日本人を含む)の合同資本に依り經營し、且つ出資額に應じ日本人社員(重役を含む)を入れることとなり、又前記洗濯所に就ては已に貸下經營中の日本人の契約を考慮することとなつた。(12)華府山東條約の規定する日本人の参加すべき商事會社の組織に關し、細目會議に於て支那委員は支那人が支那の法律に従ひ設立するものにして、鑛山の如く合辦會社に非ず、尤も會社成立後日本人が該會社に投資し得るは明瞭なるも、合辦會社には非ずと主張したるも、日本委員は

日本人の権利は單純なる投資に止まらず、進んで重役其の他の会社の社員たるを得べく、又華府に於ける山東會議に於て支那全權は日本人投資の限度は五割迄 (up to fifty percent) 可能なる旨を言明し、且つ前記の如く日本人は條約上投資権のみならず社員權 (membership) を有し、又社員とは上は重役より下は使用人に至る迄の實務に携はる者を總稱し之を使用人のみに局限せらるべきに非ずと主張し、尙ほ論議を重ねたる末結局前項掲記の通り決定したのであつた。

(二) 其の他の問題に關しては、北京に於ける細目會議に於て比較的論争なく進議せられたのである。即ち(A)青島稅關問題は保稅區域の持續、日本語の使用、海關職員の選定等に關し華府山東條約の規定に遵由し、更に之を具體的に協定し、(B)電信電話に關しても主要なる電信局に日本語電信の取扱を認め、鐵道沿線主要驛に於ける電信取扱所を公開して公衆電報の取扱を認め、又青島佐世保海底電線に關しては、青島端の運用を暫時日本に委託代辦せしめ、其の事務を代辦する電報局職員の人數及俸給は日支兩國間に協定し、其の主任及技師は日本より任命し會計係は支那より任命し、其の技術員は成るべく多數支那人を用ふべきこと等を協定したのである。(C)鹽業問題に關しては其の賠償額に關し日支の意見素より一致せず殊に將來の豫想利益は支那側に於て之を承認せず日本側に於ては何れの國に於ても企業を買収する場合には二十年間最も少き場合と雖も十年間の利

益を賠償額の基礎とするを通則とするも、青島鹽業買収の特殊關係に顧み、公正の見地より五年に切下げたることを説明したるも、遂に意見の合致を見るに至らず、結局補償額は一般公有財産と合して一六〇〇萬圓と査定したのである。將又、青島產鹽の日本に對する定量輸出問題は細目會議に於て主義上の協定を遂げたるも、購買鹽輸出取扱人、購買價格及工業用自己輸入鹽等の問題は更に日支主務官廳の協定に讓られたのである。然るに輸出取扱人の選定等に關し其の後激甚なる競争を惹起し、其の間支那官場の常として賄賂請託等秘かに行はれんとし、殆ど收拾すべからざる事態に陥り、日支主務官廳の會議は屢々決裂したるも、漸く大正十五年二月に至り解決に達したのである。(私)は青島港輸出協定に關する交渉に當初より參與し、大正十五年一月協定成立の際は私は政府代表として署名調印したのであるが、久しきに亙る支那側との折衝を通じて、私は支那側の虚々實々の舉措を痛感すると同時に、日本側に於ても事小なりと雖國際的問題に關しては大乗の見地より嚴正なる考慮を要望せざるを得ざることを切感したのであつた。(D) 鑛山問題も比較的満足なる解決を得たと云つてよい。唯だ細目會議に於て支那側は代價を賠償して回收すべきものは鐵道、鹽田、無線電信及公有財産中日本の出費せる永久増修費及減損價格にして、山東鑛山は支那政府の特許狀に遵照して組織すべき会社の經營に販屬すべきものなることを主張したるが、日本委員は支

那側の曲解を駁し、鑛山の有償無償を華府山東條約と何等明記せざりし所以は、蓋し日本は鑛山を該鑛山會社に直接引渡すものにして、支那政府に對する要償に非ざるを以て、特に條約に明記するの必要を認めなかつたのである。日本は鑛山を六〇〇萬圓に買取りたるものであつて、淄川の如きは獨逸撤退の時破壊したるを七〇〇萬圓餘を投じて今日の盛大を致したのである。従つて之を無償にて取得せんとするは民法上所謂不當利得と謂はせるべからずと説示し、更に條約明文を以て有償無償を規定せざりしを以て當然無償なりと爲すを得ず、蓋し一般成例を按ずるに無償讓渡の場合には特に其の旨明文を以て確定すること比々概ね然り。假に一步を讓つて考ふるも、凡そ條約に明確なる規定なき場合に於ては類似規程の類推解釋に依り條約全體の精神若しくは條理に依り解決すべく、而して一般補償問題に關し山東條約を一貫する根本義に依れば、日本が獨逸より直接押收したるものは無償を以て還付すべきも、改良添加の爲に加へたる費用及獨逸に對し或種の補償を與へたるもの其の他有償にて取得したるものは、原則として補償を受くべきものなることを明かにし、且つ鑛産課税問題に關しては支那の他地方に於ける鑛山に對する最低率及最良の待遇を與ふべく、支那鑛業條例の支配を受くることは容諾し難しと附言したのであるが、結局鑛山會社は日支兩國人の合辦會社（理事日本人四名、支那人五名、監事日支各一名）とし、其の資本は日支兩國人に

於て各其の半額を引受くべく、會社の株式は日支各自國人に限り讓渡することを得べく、會社の日本政府に對する補償金五〇〇萬圓は無利息とし、會社に於て八分以上の配當を爲す場合に於て、右超過純利益の半額と同額の金員を日本政府に支拂ふべきものとし、會社は鑛區税、鑛産税、海關税、其の他一切の賦課に關し、支那に於て最低率及最優良の待遇を受くる他の鑛山經營者と均等の待遇を受くべきこと等を協定せる外、支那政府は會社の石炭又は鑛石の輸送のため特別運賃車輛の分配、石炭鑛石の貯藏地の設置、線路の擴張等に關し、他地方の各鑛山會社が受くると同等の優遇を與へしめ、其の詳細は鑛山會社と山東鐵道との間に協定せしむべく、山東鐵道所要の石炭は會社に於て約實費を以て之を供給すべく、又支那政府は青島埠頭に山東各鑛山専用埠頭の建設を許諾すべきことを保證するの外、鐵道及埠頭との連絡に關しては鑛山會社は支那に於ける他の鑛山會社の受くる最良の取扱を受くべきこと等を協定したのであつた。（E）華盛頓に於ける山東交渉に於て問題となり結局條約附屬了解事項に掲記せられたる山東地方に於ける支那側の損害賠償（claims）の問題は、北京に於ける細目會議に於ても支那側より提起せられ、支那側より特別の分科會を設置して討議したき旨を提議し、且つ調査の結果支那に賠償すべき金額は支那より日本に交付すべき國庫券中より控除することとしたき旨をも提議したるも、日本委員は本問題は山東細目協定委員會と全然

其の性質を異にし、細目會議は此の種問題を處理すべき地位にあらず、従つて支那側に於て本問題を提起する意向ありとせば、須く細目會議を離れ、華府山東條約附屬了解事項の定むる處に従ひ措置すること然るべしと論駁したるが、支那側の熱心なる要請をも酌量し、支那側より前記支那側の要望を公文を以て照會し、之に對し日本側より公文を以て本問題は細目會議の任務に非ず、従つて之を商定すべき權限を有せず、尤も本會議を離れ支那政府より何等提議の次第あるに於ては、華府山東條約了解事項に遵據し別に商議に應ずるに對しては、日本政府に於ても強て異議なき儀と思考すとの趣旨の回答を發し、何等具體的談合に入ることなくして終つたのであつた。

〔北京に於ける細目交渉〕、上、終〕

第六章 北京に於ける細目交渉（下）

(三) 概ね前節概説の如くにして多くの問題は比較的圓滑に議了せられたのであるが、所謂既得權問題、土地問題、市政に對する外國人參與問題等に関しては幾多の波瀾曲折を経たのである。即ち、華府山東條約は青島の開放を約し、且つ開放後外國人は自由に居住し、商業、工業其の他一切の合法の業務に従事することを得べく、又、外國人が獨逸國施設の下に於けると日本國行政の期間内に於けるとを問はず、合法且公正に取得したる既得權は之を尊重すべく、而して日本國民及日本會社の取得せる既得權の地位又は效力に關する一切の問題は細目會議に於て之を調整すべきことを協定したのである。而して日本側に於ては、右の規定は青島開埠後に於ては支那の法令の施行せらるゝの故を以て、既得の權利を一律否認し去るが如きことなからしむるため設けられたる規定なりとの見解であつて、又、華府山東條約に所謂調整(adjust)とは雙方的行爲なること勿論なるも既成の事實又は權利の確立に存在することを前提とし、之を調整するを謂ふものであつて、新たな權利設定等を協定するとは其の意義を異にするものである。且又、支那政府の聲明せる青島の開放並に開放後に於ける一切の合法の業務の許可は、總て將來に關する規定である。而して華府山東條約

は將來青島開放後に於ては農業其の他の企業を新たに經營することを許可せざるべきことと規定せるものであつて、獨逸及日本行政時代に於て許可せられ、既に從事しつゝある農業等は條約に依り既得權として尊重せらるべきものなりとの見解を説明し、支那側が獨逸行政時代及日本行政時代に於て取得せられたる既得權に關し、一々遡りて其の性質及效力を審査協定せんとするが如き主張を反駁したるも、支那側に於て容易に日本の説明に承服せず、特に土地問題及農業問題に關して論議を重ねたるが、結局已むを得ず細目協定附屬書に於て「外國人の既得權利に關しては山東懸案解決に關する條約、附屬書並了解事項に遵據し青島、支那地方官憲と日本領事官との間に適當なる調整を行ふ」べきことを規定し、又、農業問題に關しては支那政府は公正なる補償を支拂ひて舊獨逸膠州租借地に於ける日本人經營の國武農場其の他の大農場を買収することを得べく、且つ右買収に關する細目は膠澳商埠局と日本領事官との間に協定すべきこととして解決を告げたのである。

土地問題に關しては日本側の提案たる、(1)現存土地所有權。(A)支那人其の他の私人より買収せるもの。(B)特殊財産を買収せるもの。(C)海面を埋立てたるもの。を其の儘承認すること。(2)貸下官有土地は永租權又は他の商埠地の例に倣ひ長期(更新附)租借權に改むべく、又借受人にして希望する場合には當該土地を拂下げ完全なる所有權を附與すること。(3)將來土地貸下を寛大

に實行することに對し、支那側は(1)將來青島土地貸下は當然公平に辦理すること。(2)租借中の土地は華府山東條約調印以前已に合法公正に取得し、且つ其の用途が支那の法律又は條約上外國人に經營を許す性質たるものは、既存契約に照し繼續有效とし期限滿了後は市政廳章程に按照して辦理すること。(3)既に青島在住外國人に於て賣買の形式に依り占有せる土地に關しては土地所有權を認めず。(A)原價を以て豫納地租とし繼續租借を欲するものに對しては市政廳規則所定の期限に按照して其の租借を許すも、其の使用目的は支那法律或は條約上外國人の經營を認許する事業を以て限りとなすこと。(B)賣買の形式に依り占有せる土地にして其の本來の用途が支那の法律或は條約上外國人の經營を認許せざる事業なる場合及本人が買収後に於て租借を欲せざる場合には、原價を按照して年利二分の割合に依り支那より代價を支拂ひ即時回收することを骨子とする對案を提出したのである。茲に於て既得權問題に關する論議が反復せらるゝに至つたのであるが、日本委員は天津及漢口舊獨逸租界特別區に關し支那政府は右區域に於ては外國人既得の不動産所有權を永租權に改め、爾後外國人相互間の移轉に就ても該權利を認むべく、又新たな土地の取得に就ては五十年長期借地權を認め且つ之が更新をも認め、以て實際上永租權と異ならざらしむべき旨を列國外交團に提議したるも、外國人が商埠地に於て一律土地永租權を取得し得べきは確然たる條約上の權利

たる事由に依り、一般條約上の問題として終始其の主張を強硬に支持せる事實を指摘して支那側の再考を要求したるも、支那委員は容易に讓歩の色を示さず且つ天津漢口特別區は元來條約上の商埠地なるも青島は然らず、青島は元來約開商埠に非ず、従つて租借地の性質消滅後に於ては完全に自開商埠の性質を有するものなりと主張したるも、日本側より元來約開自開とは其の外國人に關する地位に就ては何等異なる處無きのみならず、青島は山東條約の規定に據り開埠せらるゝものなるを以て約開商埠に外ならざることを説示し、其の後日本側より土地所有權を永租權に改ため貸下土地に關しては一律五十年期限(更新附)の租借を與ふべきことを提議し、之に對し支那側は農業地を除く既存の所有土地は五十年の無償借用權を與へて買收價格とし、右期限滿了後は商埠局規則に依り引續き租借するを認許すべく、又貸下土地に關しては山東條約批准に先ち貸下を許可せられたるものは既存條約に照し引續き有效とし、期限滿了後は商埠局規則に依り引續き租借するを認許すべしとの對案を提出したるも、日本側は前提案を支持し、其の後屢次折衝の後、日本委員は其の最後案として、(一)土地所有權に關しては將來必要に應し外交機關を通じて之を商議すること。(二)貸下土地に關しては、(A)該貸下許可が山東條約批准交換前に在るものは貸下許可條件中に定むる貸下期間滿了後同一條件にて引續き更に三十年間の租借を許可し、右期限滿了後も之が更新を認許するこ

と等を骨子とする讓歩案を示して支那側の反省を促がしたるも支那側は土地所有權を五十年の無償借地權に改むるの案を、更に右借地權の期限を舊獨逸膠州灣租借期限(一九九七年三月六日)迄延長すべきことを言明せるの外、他の諸問題に關しては依然前説を固持したるを以て議纏らず、爲に土地所有權に關しては交換公文を以て日支雙方の主張を掲記し、本問題を擧げて將來日支兩國政府の外交機關を通じて商議することとすべき旨を約定したのである。而して貸下土地に關しては引續き更に三十年の租借を認許し、且つ之が更新を認むべく(但し更新の場合は膠澳商埠地の土地規則に據る)尤も華府山東條約批准に先ち日本官憲の貸下を許可せる土地にして許可條件中に定むる期限内に築造又は工作に着手せざるものは此の限りに非ず、且又、上記山東條約の批准交換後日本官憲の爲せる貸下の許可は總て之を取消すべきも、青島行政引渡即ち大正十一年十二月十日以前に築造又は工作に着手せるもの限り、膠澳商埠局の規則に依り引續き貸下を許可するに對し特に優先的考慮を與ふべきことを協定せる外、(A)日本政府は將來膠澳商埠地の土地に關する規則は、通商航海條約及支那の商埠地に於ける慣例に據り享有する外國人の權利及利益を害せざる限り之を尊重すべきことを聲明し、又、(B)從來支那に於ける他の租借地還附の上、開埠せらるる場合には右開埠地に於て外國人が土地に關し享有することあるべき權利及利益は膠澳商埠地に於ても同様之を享有

すべきことを協定したのである。

(四) 支那政府は道路、水道、公園、下水及衛生設備の如き一切の公共施設の經營及維持に關し舊青島租借地内の外國居留民團體に公正なる代表權を有せしむべく、又、支那に於ける地方自治制度を定むる法令の制定及其の一般的適用を見るに至る迄は、舊青島租借地内の外國居留民の福祉及利益に直接の影響あるべき市政事項に關し、外國居留民の意見を確かむべきことは華府山東條約附屬書に於て支那政府の聲明せる處である。北京に於ける細目會議に於て日本委員は青島市政の將來如何は、獨り日本國民のみならず普く諸國人の利害休戚に關する處至大にして各國政府の頗る注目する處である。今や青島行政を擧げて支那に還附するに際し將來に於ける施政如何に關し支那政府の責任ある意見を聴取するを得ば極めて幸甚なる旨を述べたるに、支那委員は目下攻究中であつて内外人をして其の堵に安んぜしめんが爲め篤と考慮を盡すべし。只だ市政の方針は支那自から決すべき問題であつて、右に關しては他日充分諒解を得べしと信ず。支那政府が山東條約及附屬書の定むる處に遵ひ外國人の市政の一部に對する參與權を與ふべきは勿論なりと答へ、且つ市政規則制定の上は日本側に提示すべき旨を約したのである。然るに久しきに亙り支那側より本問題に關し何等の提示に接せざりしを以て日本側より再三督促せる處、漸く十一月中旬膠濟商埠章程なるものを提

示し來れるも、其の内容極めて不満足なるものありしを以て、日本委員は該章程は特に外國の代表權の問題に關し規定する處無し、青島商埠地内に於て外國人の公正なる代表權を認むべきことは華盛頓に於て支那全權の確約せる處にして當時の條約にも之を宣明したのである。従つて本問題は青島行政引渡以前に解決を要するものと思考す、との趣旨を力説したるに、支那委員は條約附屬書の規定に依る外國人の代表權は一般市政に亙るものに非ざるも、公共工程に關しては公共工程委員會を設け外國人を聘任して公共施設の完成を期すべく、又別に商埠局顧問會を設けて外國人の意見を徴すべく、之等に關しては章程に規定せりと辯明したるも、日本委員は更に支那側制定の商埠章程は山東條約及同附屬書の明文及精神に反するのみならず、支那が通商條約上一般に外國々民に供せる權利特權を無視せんとするものである。支那側の説明に依れば公共工程委員會は外國人を聘任すべしとのことなるも、右外國人は支那の雇傭者であつて外國居留民團體を公正に代表するものとは斷じて認むるを得ずと論難したるに支那委員は公平の原則を以てせば外國人民の代表權は其の人数を基礎とせざるべからず、青島在住外國人は僅か一、三萬人にして之に對し支那人民は約十萬人に達するを以て、右の比例に依るも外國人代表の範圍は少數にて満足せざるべからず、又道路水道等の公共企業に關しては外國人専門家を聘任せんとするものなるを以て山東條約の精神は實行せら

るべきものと思考す、と釋明したるも、日本委員は(A)公共工程委員會外國人委員商埠督辦に於て聘任すとするは山東條約の精神に反すること。(B)財政顧問會に對する外國人の參與權を認むと云ふも右は單に財政のみに關するものにして、一般市政に關するものと認むるを得ず。従つて山東條約の明文及精神に反すること。(C)商埠章程の納税に關する規定は一般通商條約に據る外國人の開市場に於ける特權を侵犯するものである。開市場に於ては外國人に對し課税の前例無く従つて之を承認し難し。若し外國人に對し公正なる代表權を與ふるに於ては、市政維持に必要な負擔は敢て辭する處に非ざるも、支那側制定の商埠章程の如き不完全なる組織なるに於ては到底支那側の徵稅權を認むるを得ず。従つて之を實行せんとせば宜しく外國人の一般市政に對する代表權を認めざるべからざること等を指摘して、支那側の切實なる考慮を促かし、且つ上記日本側の主張を明確に議事録に記載し將來本問題に關し外交機關を通じて抗議する處あるべき旨を留保すと言明し、爰に本問題の討議を打切り一切を後日の折衝に讓ることとなつたのである。

山東鐵道沿線に於ける諸都市の開放に關しては既に大正四年の日支條約に「支那政府は成るべく速かに外國人の居住貿易のため自から進みて山東省に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約束す」との明文あり、次で大正十年九月小幡公使より山東問題善後措置大綱を提議するに當つても、其

の一項に於て外國人の居住貿易のため速かに山東省に於ける適當なる諸都市の開放を實行すべく、且つ右開放地の商埠章程は支那政府より豫め關係各國に協議の上之を決定すべきことを要求したのである。而して一九二一年華盛頓に於ける山東交渉に際しても諸都市の開放は殆ど異議なく、支那全權は適當の都市を選んで開放すべく、又主として外國貿易發展の見地より章程を設くべきことを約し、且つ開放に關する章程に關しては外國人に對し公正なる待遇を與ふることをも言明したのである。更には又大正十一年北京に於ける細目交渉に於ても、日本委員より支那側の注意を喚起し速かに開埠の措置に出でんことを要望したるに、支那委員は華盛頓に於ける支那全權の聲明等に顧み折角考慮中なるも本問題は細目協定の範圍内に屬せずと認めらるるを以て、外交部に對し交渉せられたしと答へたるが、本問題は當時會々日本公使館と外交部との間に若干談合進行中の關係もありたるを以て細目會議に於ては深く論議するを避け、だゞ細目協定に於て山東鐵道沿線に於ける公有財産にして日本側に於て保有又は使用すべき財産の處理に關し別に協定すべきことを明記して、之が確定を開埠地の決定に關聯せしめて留保することとしたのであつた。

(五) 以上概説せる處に依り北京に於ける細目交渉に於て日本委員は努めて互讓妥協に依る公正なる解決を期したるに拘はらず、既得權問題等の主要なる問題に關し將來の決定に讓らざるを得ざ

りしもの一、二にして止まらざりしを究明し得るのである。大正十一年十二月一日細目協定調印式に際し我小幡委員長は、青島一帯の地域に於ける日本八年の施設が更に支那に歸屬して益々其の發展隆盛を見んことを切望せざるを得ずと述べ、次で十二月五日鐵道細目協定調印式に際しても租借地還附、鐵道引渡の問題共に完了し中外人共に支那の行政下に其の堵に安んじて業を営むべきを切望し今次の細目協定は日支間に於て記念すべき一新紀元を劃すべきものと確信する旨を力説し、支那委員長王正廷氏は青島今後の發展は切に日支兩國國民の親善努力に俟たざるを得ずと切言したのである。而して當時私は外務大臣の命に依り大正十一年十二月十日青島に於ける行政還附及翌十二年一月一日鐵道還附の式典に列し、更に命に依り行政還附直後の一般情形視察の爲め青島滯留約二箇月而かも其の間早くも文明都市の秩序維持に不安の氣漲り在住民衆一般に暗愁の念漂へるやに直感せられ、文明都市の月に年に移り行く轉變を慮りつつ青島を去つたのである。

爾來殆ど十星霜偶々聊かばかりの用務を帯びて昭和九年の春私は中南支を経て山東を訪れたが、當時既に北支山東の雰圍氣緊張し或は山東問題の徹底的解決を提唱し、華府山東條約を完全に履行せしめ懸案一切を解決し、日支協戮以て東洋永遠の樂土を建設すべしと力説するものあり。或は又東亞の大局及山東の樂土建設の大計に鑑み、須く華府會議以前の山東に還元すべしと切言するもの

も尠くはなかつた。要するに當時既に日本側輿論は著しく山東地方に傾注せられ、而して其の一面に於て支那側各界の神經も著しく過敏となり其の情勢を以てせば或は山東地方を中心として何等かの潮流湧起すること無きを保し難しとも懸念せられたのである。當時私は行く先々の人々の推問に答へて、謂ふ迄もなく澎湃たる「時」の潮流は到底之を防止すべくもない、世界に依て確認せられたる權利利益の確保の爲には、日本は其の講じ得べき凡ゆる手段を盡さざるべからざるも、其の間日本の動向は終始一貫公明正大にして且つ合理的であらねばならない。而して之を要言するならば、日本も將又支那も須く大局高處より冷靜嚴肅に將來の動向に關する指針を確立せんことを要望せざるを得ざると同時に、北支山東の治績は日、滿、支三大兄弟國の關係調整を順調ならしむる楔子たるべしとの信條を堅持して凡百の問題に善處せねばならない、との趣旨を述べたのであつた。

更に昨年七月上旬、私は青島滯在中會々蘆溝橋事件の勃發に際會し、次で本年四月青島滯泊數日其の事態の深刻且つ著大なる轉換に直面して感慨洵に切なるものがあつたのである。

更に項を改めて山東問題に關する當面の善後措置策に就ての管見を要説して、此の拙稿「山東問題の回顧と展望」の筆を擱かうと思ふ。(「北京に於ける細目交渉」終。)

第七章 山東善後措置案大綱管見 (十一年一月中旬稿)

(一) 昭和十二年十二月二十三日、我皇軍は濟南青島方面の支那軍に對し斷乎膺懲の鐵槌を下さんとする重大決意を表明するに當りて、「青島濟南及膠濟沿線等山東省邊には日本は支那との間に山東還附條約其他の約定に基き正當に保證せらるべき幾多の權益を有し、之に伴ひ在留邦人の多年の努力に依り築き上げたる數億に達する資産を有す。今次事變の勃發するや日本は山東省に戰火を波及せしめざる希望に基き邦人の引揚げを決意し以て事端の發生を防止すると共に、韓復榘に對しては山東省の大部分に亙り又沈青島市長に對しては青島特別市に於ける邦人の權益財産等の保護方を交渉し、之に對して韓復榘は其統制の及ぶ限り又沈市長は同市附近に於て日本軍との戰鬪を惹起せざる限り之を保護すべき回答を得たるを以て、茲に當局は一時總てを忍んで全邦人を撤退せしめ而して其の後に於ける青島港は特に海軍の封鎖線外に置き、又山東軍の攻勢に際しても之を黃河以南に擊退するに止め我軍は一兵と雖も黃河を越えて前進せしめざらんがため機宜の措置を講ぜり。然るに十一月二十日前後には現在支那人の失業を懼れての嘆願及外國人側の忠言等にも耳を籍さず官憲の命に依り正規兵を以て淄川博山等の炭礦を爆破し沿線各地の邦人遺留財産掠奪せられ、一月

十八日より青島に於ては邦人經營の紡績工場地帯が市當局の命令に依り爆破及放火せられ多數の邦人經營の紡績工場も遂に烏有に版し、次で最近更に青島市内の邦人遺留財産掠奪せられ彼等の暴虐なる行爲は今後奈邊まで進展するや豫測すべからざるに至れり。斯の如き支那側當局の背信行爲たる邦人の遺留財産權益等の破壊に對しては徹底的に膺懲を加ふると共に、之が正當なる損害の賠償を要求するは勿論之が保證を獲得することも敢て辭せず」との趣旨を聲明したのである。

(二) 斯くして今や山東一帯を擧げて我皇軍の實權下に歸屬せるを機とし、當面の善後措置に關する卑見を管說せんとするに當り、聊か指摘せざるべからざるは這次事變の眞意義に就てである。今次の事變は所謂事變であつて國際法上の「戰爭」ではない。我海軍が支那全沿岸の遮斷を執行するに當り宣言せるが如く「國際正義に立脚する自衛の手段」の範圍を超ゆるものには非ずして、學界の權威も唯だ戰爭と同種の事態が日支兩國の間に出現しつゝありと解せざるべからずとの説明を與へたのであつて、更に之を要言せば、這次膺懲聖戰の大義は支那國民の切實なる反省を促がし速かに東亞の平和を確立せんとするに外ならず、我日本の期する處は形而上下の危險勢力を一掃し東亞全局に於ける平和の維持確保に在り。日本は支那の領土に對し何等侵略的の意圖を包藏するものに非ず。日本の善隣支那に要望する處は領土に非ずして提携であつて、且つ其の所謂提携は日本の利益

の爲に支那を犠牲に供せんとするものには非ずして、日支兩國相互に平等の立場に於て相互に相扶け以て東洋文化の發揚東亞の興隆に貢献せんことに在り。斯くして支那民族が一日も速かに反省して東洋民族の本然の姿に還り、等しく東洋民族たる日本と提携し以て東洋の文化東洋の復興の爲に力を竭すの自覺に到達せんことは眞に我日本の希求し且つ期待する處である。概ね上叙の信念よりせば、事變收束の重點は常に小乘の見地より領土的意圖なきことを立證するに止まらず、寧ろ大乘の見地より善隣四億の民衆の康寧福祉の確保増進を期する爲め、國家統治形態の革整問題をも考究せざるべからずと思量せざるを得ない。加之、最近に於ける變局の進展は更に我濟愾聖戰の大義を自から前進擴大するに至り、常に事變自體の解決のみならず之に依て東洋の秩序を確立し、更に之を以て世界秩序の典型たらしめざるべからざるに至つたのである。而して事變解決に關する重點の優先段階として、地方各地の治安維持確保と地方民衆の康寧福祉の確保と而して以上當面の急務に必要なべき施設の促進及之に要すべき各種經費の調辨等を採擇することが至當ではないかと考へられるのである。

(三) 山東善後措置に關する根本義も亦概ね前叙の範域を出づべきに非ざるも、唯だ其の間考慮に加へざるべからざる一二の重點があるべきである。即ち一は既述の如く日本は山東地方の安寧秩

序に特殊の考慮を拂ひ、出來得る限り戦火の山東地方に波及せざらんがため邦人の引揚げ其の他萬全の用意を拂ひたるに拘はらず、支那側當局の背信行爲に依り遂に徹底的に膺懲を加へざるべからざるに至れる事實であつて、他は山東は其の日本との特殊緊密なる關係に於て北支に於ける他地方と聊か其の因縁を異にするの事實である。即ち例へば經濟開發工作の段階は北支山東を一體系として處理するを得べきも、北支に在ては主として滿洲に於ける既存事實の延長擴充又は其の活用擴大を眼目とするものなるに外ならざるも、山東に於ては同地方に特有なる我既得權益の確保増進を根幹とするものに外ならず、従つて山東地方に於ける開發工作は北支に比し更に一層歴然たる我既存權益に基據するものなるを以て、其の間之が實現の難易に自から若干の差異あるべきである。況んや這次徹底的膺懲を斷行せざるべからざるに至れる所以のものは、山東地方支那側官憲の誓約にも拘はらず條約其の他の約定に基き正當に保證せらるべき幾多の權益及之に伴ひ在留邦人の多年の努力に依り築き上げた幾多の權益が蹂躪破壊せられたるの事實に徴し、之が善後措置に關しても亦特異の考慮を加ふることが當然であるべきである。

(四) 輓近北支經濟工作の根據を山東に設定すべしとの説有力となり、殊に主として山東地方在留者に於ては山東協定に據り確認せられたる我權益の著しく蹂躪せられつつあるの故を以て、或は

山東問題の徹底的解決を提唱し華府會議關係條約を支那をして履行せしめ、懸案一切を解決して日支協力以て東洋永遠の樂土を建設すべしと力説するものあり。或は又東亞の大局及山東の樂土建設の大計に鑑み、須く華府會議以前の山東に還元すべしと主張するものも亦尠からざるが如く、蓋し滿蒙に次で特殊の因縁を有する山東地方に多年在留し其の地盤の擁護に鋭意努力せる我同胞として支那側の背信行爲に對しては斷乎として之に對抗せざるべからざるも、之を國際條理の觀點より冷やかに判斷せば當時の事態に於ては未だ即時果斷なる舉措に出で難しと思料せざるを得ない。此の點に關し嘗て私は山東方面關係要路の推問に答へて、我同胞の一部に於て山東の事態を華府會議以前の情形に還元すべしとの主張に對して聊か直ちに之に賛同するを躊躇せざるを得ず。差當り既存條約及協定の條章に遵由して之に善處するの外無く、只だ機に臨み變に應じて既存權益と其の合理的擴充を期する外無しと雖、之を國際通義に照し凡そ事態の著大なる變換に伴ひ既存の國際約定に適切なる修補を加ふるの必要あるべきは當然であつて、之れ新事態に適應する國際秩序を創設し無用なる紛争の原因を除去する所以なるを以て、適切なる機會を捉へて合法的手續に依り既存協定の是正を行ふこと得策且つ必要なるべしとの卑見を陳述し、且つ從來の事態に於ても例へば第一、條約上より見たる權益問題としては尠くとも (1) 青島市政參與問題。(2) 既得權益確保問題。(3)

沿線諸都市開放問題の如き條約其の他の協定に基據する要求は、速かに之が徹底的實現を期せざるべからず。又、第二、條約上の精神より考慮せらるべき諸問題としては、(1) 山東延長線問題。(2) 不當課税の撤廢又は是正。(3) 日本産業の進出等を算ふるを得べきこと、を指摘し、且つ上叙の諸問題はヴェルサイユ平和會議以後世界に於て確認せられたる山東地方に於ける我經濟上の權益を「確保」するに於て必要と謂はざるべからずして、之がため我權益の「増進」を招來することありとせば右は全く自然的且つ合理的の結果として容認せられざるを得ず。更に之を切言せば、山東地方に於ける我活動の基調はヴェルサイユ平和會議以後世界に依て確認せられたる山東地方に於ける我經濟上の特權確保を以て其の骨子と爲すこと公正且合法的であつて、而かも權益の確保は自から此等權益の増進伸張を來すことあるべきも、右は自然的且つ合理的過程として認容せられざるべからずとの卑見をも管説したのである。

然るに今や事態は殆ど一變したのである。而して之が善後措置を攻究するに當ては先づ山東地方に關する獨逸時代の權益を検討せなければならぬ。

(五) 山東地方に關する獨逸時代の權益は之を、(一) 租借權。(二) 人、資本及材料の供給に關する一般優先權。(三) 鐵道に關する權益。(四) 鑛山に關する權益。(五) 其の他の權益の五種に類別す

ることが便宜であると思はれる。

(一)租借権は一八九八年三月の獨逸膠州灣租借條約に基據し、租借地に於ける獨逸の權利として租借期間中獨逸は租借地域内に統治權を行使することを得べく、從つて統治權に基く各種の行政的施設を爲し得るは勿論膠州灣内の漁業鹽業等の利權をも當然に享有することを得べく、又獨逸が租借期限滿了前に膠州灣を還附せんとするときは、支那は獨逸が從來投じたる經營費を支辨し、且つ他に一層良好なる地域を獨逸に割與(割與)すべき義務あるものとす。將又、獨逸は膠州灣租借地の周圍五十キロメートルの地域内に對し特殊の權利を取得し之を中立地帯又は警備地域と稱し、支那は同地域内に於て主權に基く一切の權利を保有するも、(A)支那が此の地に何等の處分又は命令を爲すときは豫め獨逸の承認を求むべきこと。(B)支那が同地域に其の軍隊を駐屯せしめ又は其の他軍事上の處分を行ふには豫め獨逸と協議を要すること。(C)獨逸は何時にても自由に其の軍隊をして同地域を通過せしめ得ること。(D)獨逸は同地域内に於て何等の故障を受くることなく將來必要なる水路整理を爲し得ること、等を約定したのである。

(二)獨逸は膠州灣租借條約に基き支那政府が山東省に於て人、資料及材料に關し外國の助力を必要とする場合には同政府をして先づ之を獨逸の工業家及商人に對し該事業及該材料の供給に從事せんことを申出でしむるの權利を有し、唯だ獨逸國工業家及商人にして斯かる事業に従事し又は材料を供給せんとする意思無き場合に於ては支那は任意に他の方法に依ることを得べきことを協定したのである。

(三)鐵道に關する利權は、(1)表面共同合辦なるも實際上獨逸の獨占事業に外ならざる山東鐵道敷設經營權。(B)其の他の敷設借款權。即ち高密韓莊線、濟南順德線津浦鐵道北部線。(C)借款優先權即ち煙濰鐵道及開衰線とす。

(四)鑛山に關する權益としては膠州灣租借條約に基き、(1)獨逸は鐵道線路兩側各三十支里の地帯内に於て石炭の採掘其の他の企業竝に必要な公共事業を營むを得ること。(2)其の際獨逸及支那の商人は其の企業に對し共同に投資するを得ること。(3)鑛山事業に關しては別に獨支間に協定すべく、其の際支那政府は獨逸の商人及技師に對し有利なる條件を許與し、以て獨逸の企業家をして支那に於ける他の歐支合辦會社に比し不利益なる地位に立たしめざる義務あることを約し斯くして獨逸政府の特許命令に依り鑛山會社を組織し、其の後鑛山會社は山東鐵道會社に合流することゝなつたのである。(右併合に先ち鑛山會社は金嶺鎮鐵山を採掘し同地附近に製鐵所の設置を計畫したのである。)

(五) 其の他の權益としては、(一) 青島芝罘及青島上海海底電線。(二) 山東鐵道と支那電報局との電信聯絡及濟南濰縣に於ける獨逸郵便交換局の設置。(三) 青島經由輸出入貨物に對する釐金稅免除問題等を擧ぐるを得べきも、特に指摘せざるべからざるは、(四) 青島稅關の特異性である。即ち獨逸は一八九九年四月の獨支協定に據り青島に一般稅關制度の系統に屬する支那稅關を設置することを承認し、之が代償として、(A) 青島稅關長は獨逸人を以て之に充つること。竝に稅關長任命の場合には總稅務司より獨逸公使に協議すること。(B) 歐洲人青島稅關官吏は突然缺員を生じたる場合又は臨時必要ある場合の外は通則として獨逸人を以て之に充つること。(C) 歐洲人青島稅關吏更迭の場合は總稅務司より豫め青島總督に通告すること。(D) 青島稅關と獨逸官憲及獨逸商人との往復は凡て獨逸語を用うること。(E) 租借地内に輸入せられ又は租借地より輸出せらるゝ貨物には關稅を課せざること等の特權を得て、獨逸の利益を保護増進するの途を講ずることとしたのである。然るに右の如く自由港制度即ち租借地全部を自由地域とするは種々の不利不便ありたるを以て、之に代ふるに自由地區制度を以てし、大港附近に狭小なる地を劃して自由地域と爲し同地域外の租借地内に輸入せられ又は同地より輸出せらるゝ貨物には支那内地同様關稅を徵收することとなり、之と同時に租借地内に輸入せらるゝ貨物の毎年關稅收入總高の二割を青島總督に交付すべく、又獨逸軍

隊用の軍需品竝に租借地内に於て用ゐらるべき機械類及農工業用器具類、官廳用建築材料、價格二十元以下の私用小包郵便物等は免除の特典を附與することとしたのである。

(六) 然るに前記山東地方を中心とする獨逸時代の權益は、大正四年及大正七年の日支協約、巴里平和會議、一九二二年華盛頓に於ける日支條約、及同年北京に於ける細目協定に依り數度の變遷を劃したのである。而して上記變遷の曲折は已に前各節に要説したるも更に之を約言せば、日本は當初膠州灣全部を商港として開放し日本の指定する地區に日本專管居留地を設置すべく、又、列國にして希望するに於ては別に共同居留地を設置すべきことを公約し、次で山東鐵道を日支合辦を以て經營し、濟南順德間及高密徐州間の鐵道は日本資本家よりする借款を以て建設すべきことを約定したるが、大正八年八月當時の内田外相は「日本は一九一五年の協定に依り當初主張し得べき日本專管居留地の設置の代りに共同居留地を設置するの議に付考慮中」なる旨の聲明を發し、更に一九二一年華盛頓に於ける日支交渉の結果として、青島を支那に還附し日本專管居留地又は國際共同居留地設置の要求を拋棄し青島の公有財產一切を支那に移轉し、山東鐵道は金四千萬圓の國庫證券の交付に依り支那に引續ぐべく、濟順及高徐兩線の鐵道敷設權は之を國際財團に開放することとなり、次で大正十一年の協定に依り之が細目を協定したのである。而して特に指摘せざるべからざるは、

日本はヴェルサイユ會議に於て「日本の政策は山東半島を其の完全なる主權の儘之を支那に還附するに在り。日本の保持せんとする處は單に獨逸に許與せられたる經濟上の特權に在ること」を聲明し、其の後に於ても日本政府當局は屢次其の趣旨を宣言し、「日本は山東省に於て支那の領土主權に影響するが如き何等の權利を保有し又は要求せんとするの意圖を有するに非ざること」を明かにし、而して又は上叙の見地に基き日本は獨支條約に規定せられたる人、資本及材料を以てする外國の助力に關する一切の優先權を拋棄せる事實である。概ね前叙の如くにして日本の山東地方に於て享有する處は之を嚴格に謂はば、單に獨逸に許與せられた經濟上の特權に過ぎずと云はざるを得ない。而して既存權益の「確保」と「増進」とは原則として之を辨別すべく、權益の「増進」は自然的且つ合理的たらざるべからず。更に之を換言せば、山東地方を中心とする日本の活動は如何なる場合に於てもヴェルサイユ平和會議以來世界に依て確認せられたる山東地方に於ける我經濟上の特權を「確保」するを以て主眼と爲すべく、且つ之がため我權益の増進を誘致することありとせば、右は全く自然的且合理的の過程として容認せらるべきものと謂はざるべからざるは已に本稿前節に一言せる通りである。

(七)謂ふ迄もなく今次の事變は殆ど局面を一轉せしめ、従つて山東善後措置に關しても或は山東

一帯を擧げて華府會議以前の事態に還元すべしとの説強化するに至るべしと雖、今次膺懲聖戰の大義は支那民衆を敵とするものには非ざるのみならず、既述の如く日本の要望する處は領土に非ずして提携であつて、且つ其の所謂提携は日本の利益の爲に支那を犠牲に供せんとするものには非ずして、日支兩國相互に平等の立場に於て相互に相扶け以て東洋文化の發揚東亞の興隆に貢獻せんことに在り。殊に最近に於ける帝國政府の聲明は「日本と眞に提携するに足る新興支那政府の成立發展を期待し、之と兩國々交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす。素より日本が支那領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫も變ることなし。」との趣旨を宣明したのである。而して概ね上叙の綱領を根幹とし當面の山東善後措置大綱に關し私は其の基準として、第一 ヴェルサイユ條約山東條項及議定書、第二 大正十年九月日本政府より支那政府に提示せる山東問題善後措置大綱、第三 大正十年五月當時の支那國務總理より非公式に内示し來れるやに傳へらるる山東問題解決試案なるものを基礎とせんことを提唱せんとするものである。即ち、第一 ヴェルサイユ條約の山東條項は、(1)獨支間の條約及山東省に關する他の一切の協定に依り取得せる權利及特權の全部、殊に膠州灣地域、鐵道、鑛山及海底電線に關するものを日本の爲に拋棄すること、(2)膠濟鐵道(其の支線を含み又各種の附屬財産、停車場、工場、固定物件及車輛、鑛山、鑛業用設備

及材料を包含す)に關する一切の獨逸の權利は、之に附帶する一切の權利及特權と共に日本に於て之を取得保持すること、(3)青島上海間及青島芝罘間の獨逸國有海底電信線は之に附帶する一切の權利及財産と共に無償且つ無條件にて日本國に於て之を取得すること、(4)膠州灣地域内に於ける獨逸國有の動産及不動産並に該地域に關し、獨逸國が直接又は間接に施設若くは改良を爲し又は費用を負擔したるため其の主張し得べき一切の權利は、無償且つ無條件にて日本に於て之を取得保持すること等に在り。又、第二 大正十年九月日本政府より支那政府に提示せる山東問題善後措置案の大綱は、(1)膠州灣租借權並に中立地帯に關する權利は之を支那に還附すること、(2)支那政府にして租借地全部を商港として自から之を開放し外國人の居住及商工農業其の他一切合法の職業の自由を認め、且つ外國人の既得權利を尊重承認するに於ては、日本は進んで專管居留地乃至共同居留地設置案を撤回すべきこと、及、支那政府は外國人の居住貿易の爲め速かに山東省に於ける適當なる諸都市の開放を實行すべきこと、(3)上記各項開放地の開埠章程は支那政府より豫め關係各國に協議の上之を決定すること、(4)山東鐵道及附屬鑛山は日支合辦組織とすること、(5)膠州灣租借條約に基く人、資本、材料の供給に關する一般優先權は之を拋棄すべきこと、(6)山東鐵道延長線に關する權利及煙濰鐵道に關する優先權は對支新借款國の共同事業として提供すべきこと、(7)

青島稅關は獨逸時代の制度に比し更に一層支那關稅制度の一部たることを明確にすべきこと、(8)原則として租借地内に於ける行政的官有財産は支那に讓渡すべきこと、但し公共營造物の維持經營に關しては別に協定すべきこと。(9)上記各項實行に關する細目其の他に就ては別に之を協定することとし、之がため速かに日支兩國政府に於て委員を任命すべきこと、(10)山東鐵道特別巡警隊組織に關しては日支間に追て協定することとし、且つ支那政府より巡警隊組織通告に接し次第日本政府は直ちに撤兵を宣言し、鐵道警備の任を巡警隊に引繼きたる上引揚ぐべきこと等に在る。將又、第三 大正十年五月支那國務總理より非公式に内示し來れるやに傳へらるる山東問題解決試案なるもの内容は、茲に之を詳述するの自由を有せざるも、私の傳聞する處にして謬なしとせば其の重なる條項は、(1)膠州全部を回收し青島は支那に於て開放し、獨逸時代の辦法に照し該埠界内に於て消費する貨物に對しては關稅を徵せず、又、天津漢口に於ける特別區の辦法に照し市政廳を設くること、(2)青島境内に於ける獨逸公官有財産たる埠頭、棧橋、倉庫、燈臺の類は支那に交付し海關の管理に歸せしむべく、又、電燈所水道、病院等は市政廳に於て管理せしむること、(3)鹽業は支那に交付し、若し將來必要に應じ特に若干年を限り日本への輸出を認諾すること、(4)膠濟鐵道は完全に支那に支拂ひたる上自辨とするか又は還附すべき年限を決定し右年限に達する迄資本と營

業上とを合辦とすること、又、濟順及高徐線は新銀行團をして引受けしむること、(5)鐵道沿線に於て既開の各線は該鐵道を回收せざる以前に於ては均しく合辦とすること、(6)青島芝罘間青島上海間の海底電線は何れも支那に販すべきこと等であつたことである。

(八)以上各節に管説せる處を綜合し、且つ山東問題に關する爾餘の條約其の他の協定をも併せ酌量して、當面の善後措置案の大綱として私は左の十五項を得たのである。

- (1) 山東地方の事態の著大なる變遷に適應せしむるため速かに既存の條約其の他の協定に公正妥當なる調整乃至修補を加ふること。
- (2) 山東政權管轄地域内に於ける必要の地點に日本軍隊の駐屯權を協定すること。
- (3) 第三國の侵略に依り若くは内亂の爲め危險ある場合には日本は山東地方政權との間に協同に又は單獨に臨機必要の措置を講すべく、又、山東政權は右日本の行動を容易ならしむるため充分の便宜を供與すべく、且又、日本は上記の目的を達するため常時駐屯部隊の外必要の地點を臨機使用するを得べきこと。
- (4) 日本及山東政權地域の共通利益に反對する措置を執ることあるべき第三國又は敵國其の他を支持し又は之に参加せざることを協定すること。

(5) 山東一帯の平和及安寧を確保し、危險勢力の侵迫を排斥防衛するため日本との間に緊密なる協力を實行すること。

(6) 山東支那側官憲の背信行爲に據る損害に對しては嚴正なる賠償に應ずべきこと。但し賠償金支拂の方法は別に協定すべきこと。

(7) 山東に於ける特定地域の經濟開發を日本に委任すべく、日本は其の技術と材料と資本とに依り上記の地域開發の責に任すべく、且つ日本の責任期間は別に協定することとし、同期間内に於て當該地域に於ける収益は日本の所得に販すべきこと、但し日本は經濟開發に當り機會均等門戶開放主義を公正に遵守すべきこと。

(8) 山東政權の必要部門、例へば外交、軍事、財務、經濟、交通及警察の各部門に日本政府の推薦する日本人各一名(場合に依ては各其の補佐官を帶同し)を顧問として聘任し、上記各部門に關聯する主要事項に關しては豫め日本人顧問に諮問すべく、又、顧問は進んで其の所管事項に關する意見を進達するを得べく、之を尊重し實行すべく、又、上記顧問は顧問部を組織し其の相互連絡及統制を期すべきこと。

(9) 文化經濟其の他主要部門に關し日支共同研究調査委員會の設置方を考慮し、且つ上記の委員

會は更に企畫委員會に擴充するを得べきこと。且又上記の委員會は前項の顧問部と緊密なる連絡を保持すべきこと。

(10) 山東政權は當面の治安維持と地方民衆の生活の安定に資するため必要に應じ内外人より適當なる形式を以て臨時課税を徵收するを得べきこと。

(11) 當分の内、獨逸時代の實例に準し青島税關に於ける毎年の關稅收入總高の約二割を山東に於ける當面の必要經費として保留すべきこと。

(12) 山東條約及協定に基く山東鐵道補償金を確認し、之れに今次の事變に依る復舊工事のため日本の支辨せる金額を合算し新たに借款契約を締結すること。山東鐵道は相當期間其の運行經營を日本側に委任することを考慮すること。

(13) 山東鑛山の合辦組織は現行條約及協定に遵由することとし、當分の内之が經營を日本側に委任すること。支那側官憲の背信行爲に因る損害の復舊の爲め、日本の支辨せる金額は支那側に於て之を補償することとし、且つ之を日本の出資額に加増すること。

(14) 差當り現行條約及協定の完全なる履行を期すること、殊に (A) 青島市政參與問題 (殊に青島に特別自治市の建設を考慮すること) (B) 既得權益確保問題 (C) 山東延長線問題 (D) 沿線

506562

諸都市開放問題等の如きは優先に考慮せらるべきこと。

(15) 北支一帯に共通なる、(A) 地方一帯に於ける土地租借居住往來及營業の自由 (B) 共利共益に依る合辦企業の自由 (C) 上記二項及産業開發に關聯する必要な法令及課税の合理的承認

(D) 領事裁判權の撤廢に一步を進めたる民刑訴訟制度等を協定し、又、或は進んで文化經濟等の各方面に於ける提携合作に關し具體的協定を遂げ且つ何れも速かに之が實施を期すること。

以上は當面の山東善後措置に關する差向きの管見であつて、山東問題の恒久的處理案に關しては廣く革新支那國家統治體制の革整にも關聯して慎重且つ深刻に攷究せられねばならない。將又、前敘の當面の善後措置案の如きも今後或は局面の進展に應じ尙ほ修補を要するものあるべきも、爰に一月十六日の帝國政府の聲明を摘録して一先づ本稿の筆を擱く。

「帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政府の成立發展を期待し之と兩國國交を調整して更生支那の建設に協力せんとす。素より帝國が支那領土及主權竝に在支列國の權益を尊重するの方針には毫も變ること無し。」(十三、一、下旬)

第八章 山東の再検討

十三年四月初旬青島滯泊數日、左に摘録するは當時に於ける觸目偶感の一端である。

一、山東善後措置と山東自治論の強化

山東を擧げて出來得る限り強度の自治行政地域たらしむべしとの説は夙に提唱せられた處であつて、殊に最近其の要望漸次強化し、其の間殆ど獨立にも等しき最高度の自治制を唱ふるものもなしとせず、又、今次山東に於て私の會談せる支那側要路の多くも山東に相當廣汎なる自治統制の具現を要望する旨を語つたのである。唯だ一部に於ては廣汎なる自治と謂ふも、中央政府の統制節度に服するの當然にして且つ得策なるを唱ふるに對し、他の一部に於ては中央の宗主權は之を否認すべきに非ざるも山東に關する限り最高度の自治を確認せしむべく、殊に青島は一種の特別市として經營せしむるの要あることを力説しつゝあるかのようであつて、要するに、山東の自治制は現地の殆ど一致せる要望と解せざるべからざるも、所謂自治に關しては中央の宗主權を尊重するも自治の程度に若干の高低あることは之を否認するを得ない。

日支各關係方面より本問題に關する私見を求められたるを以て、私は山東問題は之を當面の善後

措置と恒久的處理案との兩者に分つて攻究するの要あるべし。而して卑見を以てせば、第一、當面の善後措置に關しては、(1)山東地方の事態の著大なる變遷に適應せしむるため、速かに既存の條約其の他の協定に公正妥當なる調整乃至修補を加ふること。(2)山東政權管轄地域内に於ける必要の地點に日本軍隊の駐屯權を協定すること。(3)第三國の侵略又は内亂のため危険ある場合は日本は山東政權との間に協同に又は單獨に臨機必要の措置を講ずべく、又、山東政權は右日本の行動を容易ならしむるため充分の便宜を供與すべく、且又、日本は上記の目的を達成する爲め常時駐屯部隊の外、必要の地點を臨時使用するを得べきこと。(4)日本及山東政權地域の共通利益に反對する措置を取ることあるべき第三國又は敵國を支持し又は之に参加せざることを協定すること。(5)山東一帶の平時及安寧を確保し危険勢力の侵進を排斥防衛するため日本との間に緊密なる協力を實行すること。(6)支那側の背信行爲に因る損害に對しては嚴正なる賠償に應ずべきこと。但し賠償金支拂の方法は別に協定すべきこと。(7)山東に於ける特定區域の經濟開發を日本に委任すること。又、日本の受任期間當該地域に於ける収益は日本の所得に販すべきこと。但し日本は經濟開發に當り機會均等、門戶開放主義を公正に遵守すべきこと。(8)山東政權の必要部門に有方なる日本人顧問を聘任せしむること。(9)當面の治安維持と地方民衆の生活の安定に資するため内外人より臨時

課税を徴収し得べきこと。(10)當分の内、獨逸時代の實例に準じ青島税關に於ける毎年の關稅收入總高の約二割を山東に於ける當面の必要經費として保留すべきこと。其の他、(11)文化、經濟其の他主要部門に關し日支共同研究調査委員會又進んでは企畫委員會の設置。(12)山東鐵道の運行經營。(13)山東鑛山の經營。(14)差當り現行條約及協定の完全なる履行。(15)廣く全支に互つて考慮せらるべき特殊協定の締結、等は山東問題當面の善後措置に關する管見の綱領なりとて前節「山東善後措置案大綱」に開列した管見の要領を説明したのである。

二、青 島 の 將 來

青島が北支一帯經濟活躍の大支關たるべきは謂ふ迄もない。而して青島は既に夙に形式上一種の特別市の實質を有したるも、最近更に一步を進めて之を完全なる自由市乃至自治市たらしむべしとの説が有力となりつゝある。ただ青島特別市の建設に關しては、或は市の首腦部は中央政府の任命する支那人たらしむべからずと爲すものあり、或は又之を委員制度とし其の過半数を日本人たらしむべしと爲すものあり、又或は日本は有力なる顧問を聘任するに止むべしと爲すものもあるかのやうである。

本問題に關し青島に於て私の所見を需められたるを以て上海自治市建設綱領に關する私の試案、

(附録參照)の要點を説明し、青島に於ては更に日支合作の色彩を濃厚ならしめ且つ現地の實情に照して適切なる自治市の建設を期するに如かず、尤も如何なる場合に於ても支那中央政府の宗主權は之を尊重せざるべからずと思考するも、尙ほ慎重且つ深刻なる研究に譲り度き旨を述べて置いたのである。

將又、青島港を完全なる自由港たらしめ略々大連港と同様ならしむべしとの説を爲すものなきに非ざるが如きも、元來大連港は自由港市の一體とも稱すべきものにして自由港と謂ふよりも寧ろ自由地域と稱するを適當とすべく且つ夙に現在の自由港地帯縮小の議提唱せられ、殊に専門家の殆ど一致せる意見に依れば最近外國爲替管理法等の實施に依り、大連港の自由港たるの地位を著しく制限すると同時に、廣く關稅政策、經濟政策其の他大支那に對する大局高所に起見し大連港の地位に再検討を加ふるの必要ありとのことであつて、既述の如く山東を擧げて相當高度の自治を認容し且つ復興青島は之を完全なる自由市乃至自治市たらしめざるべからずとの説有力なる際、青島港を擧げて大連港と同様の自由港たらしめんとするが如き考案は、尙ほ専門家の研究に依り慎重に審議せらるべき處ではないかと思はれる。

三、結 語

將又、山東問題の恒久的處理案に關しては、革新支那統治體制にも關聯し極めて慎重なる考慮を要するものあるべきは勿論ではあるが、本稿第七章に開列せる山東問題當面の善後措置案の完全なる徹底を期し得るに於ては、恒久的處理案は自から之に依て展開せられるのではないかと思はれる。以上「山東の再検討」の筆を擱くに當り、特に附言せざるべからざるは、山東の所謂強度自治説に對する私の信條である。謂ふ迄もなく所謂山東問題は單に青島にのみ局限せらるべきには非ずして、廣く山東全省に亘つて慎重に攻究せられねばならない。而して敢て卑見を以てせば、日本と地理的歴史的及其他に於て特殊緊密の關係を有つ山東問題に關しては、之を當面の善後措置と恒久的處理案との二者に分つて考究するの要あるべく、而して又山東問題の恒久的處理案に關しては、元來山東地方が日本との特殊緊密なる關係に於て所謂北支に於ける他地方と聊か因縁を異にするのみならず、山東に對しても徹底的膺懲を斷行せざるべからざるに至れる所以のものは、山東地方支那側官憲の誓約にも拘はらず、條約其の他の約定に基き正當に保證せらるべき幾多の權益及之に伴ふ在留邦人の多年の努力に依り築き上げたる幾多の權益が蹂躪破壊せられたるの事實に對し、山東問題に關する恒久的處理案の重點を置かなければならない。概ね上叙の觀點よりして山東全省に亘り出來得る限り相當廣汎なる自治施政の要望が生れ出るのであつて、山東は之を河南又は山西と同一に

律すべきではなく、又、青島特別市は之を北京又は天津等と全然同一のシステムを以て律すべきではないと思はれるのである。繰返して謂ふならば、山東は日支及日滿支聯契の重要な關鍵であるべきであつて、私が山東強度自治説に言及せる所以のものは、畢竟山東の特殊性を指摘せんとするに在り、従つて中央政府の主權を尊重せざるべからざるは勿論當然の事理なるも山東地方に關しては獨り青島のみに止まらず、山東全省に亘り現地の實情に適應し出來得る限り廣汎なる自治施政を中央政府に依り認容せらるることを考慮せられることが自然であり、且つ適切ではあるまい乎、之を要するに私の提唱せんとする處は山東全省を擧げて眞に治民、撫民、安居樂業の典型的地域を建成せんことを切望するに外ならぬのである。

附 録

一、山東地方に於ける獨逸時代の權益概説

山東地方を中心とする獨逸時代の權益は、大正四年及大正七年の日支協定、巴里平和會議に於て日本全權の繰返し宣明せる「日本の政策は山東半島を其の完全なる主權の儘支那に還附するに在り (to hand back Shantung Peninsula in full sovereignty to China)」。日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與せられたる經濟上の特權に過ぎず (only economic privileges granted to Germany) との根本義を基調とするものなり。

由來支那に於ける列國の利權は之を政治的と經濟的とに明確に辨別すること困難にして、之れ支那に於ける所謂權益の極めて弾力性を有する特質なりと謂はざるべからず。

山東地方に於ける獨逸時代の權益は之を、(一)租借權、(二)人、資本及材料の供給に關する優先權、(三)鐵道に關する權益、(四)鑛山に關する權益、(五)其の他の權益の五種に類別すること便宜なるべし。

一、租 借 權

獨逸は一八九八年三月六日の獨支條約に依り膠州灣租借權を取得せり。

A 租 借 區 域

(イ) 膠州灣の全海面

(ロ) 灣口北方の半島(陰島の東北端より勞山港に向て引ける條線を以て東北境とせる岬頭)

(ハ) 灣口南方の半島(齊伯山島の南々西に位する灣曲の極西南點より笛羅山島の方へ引ける條線を以て西南境とせる岬頭)

(ニ) 齊 伯 山 島 (Chipsan Island) 陰 島 (Potato Island) 笛羅山 (Tudosan Island)

炸連島 (Tschalientau)

右の内陸地總面積五百四十平方「キロメートル」即ち約二〇八平方哩

(ホ) 條約調印當時に於ける最高潮時の全水面

B 租借地に於ける獨逸の權利

租借期間中獨逸は租借區域内に統治權を行使することを得べく、從て統治權に基く各種の行政的施設を爲し得るは勿論、膠州灣内の漁業、鹽業等の利權をも當然に享有すべし、尙獨逸は本租借地

を他に轉貸することを得ず。

C 租 借 期 限

租借條約締結當時より九十九箇年とす。

D 租借期限滿了前の還附

獨逸が租借期限滿了前に膠州灣を支那に還附せむとするときは、支那は獨逸が從來投じた經營費を支辨し且他に一層良好なる地を獨逸に割與(cede)すべき義務あるものとす。

E 中 立 地 帯

獨逸は膠州灣租借權を取得すると共に同灣の周圍一定地域内に對し特殊の權利を取得せり。同地域を中立地帯或は警備地域と謂ふ。

(イ) 中立地帯の區域

滿潮の際に於ける膠州灣の周圍五〇「キロメートル」(百支那里)の地域

(ロ) 中立地帯に於ける獨逸の權利

支那は同地域内に於て主權に基く一切の權利は之を保有すと雖、(1)支那が此の地に何等の處分又は命令を爲すときは豫め獨逸政府の承諾を経べきこと。(2)支那が同地域に其の軍隊を駐屯せ

一、山東地方に於ける獨逸時代の權益概説

しめ又は其の他軍事上の處分を行ふには豫め獨逸政府と協議を要すること。(3)獨逸は何時にても自由に其の軍隊をして同地域を通過せしめ得ること。(4)獨逸は同地域内に於て何等の故障を受くることなく將來必要なる水路整理を爲し得ること等の制限を受くるものとす。

(参 考)

關東州中立地帯に關する日本の權利は、租界地境界北方の中立地帯内の一切の民政權は全部租賃國官憲の手に在るも、租賃國は(1)日本官憲に商議の上に非ざれば同地帯に其の軍隊を入るゝを得ざること。(2)日本側の承諾なくして中立地帯の一地區たりとも外國人に讓與すべからざること。(3)中立地帯東西の沿海港灣を外國通商場と爲さざること。(4)日本側の承諾なくして中立地帯内に於て鐵道敷設、鑛山採掘及一切の工業的企業の特權を許與すべからざること等の義務を有す。

二、人、資本及材料の供給に關する優先權

(All preferential rights with respect to foreign assistance in persons, capital and material)

獨逸政府は膠州灣租借條約第三章の規定に基き、支那政府が山東省に於て人、資本或は材料に關し外國の助力を必要とする場合には、同政府をして先づ之を獨逸國の工業家及商人に對し該事業

及該材料の供給に従事せむことを申出でしむるの權利を有し、唯獨逸國工業家及商人にして斯かる事業に従事し、又は材料を供給せむとする意思なき場合に於ては支那は任意に他の方法に依ることを得べきことを協定せり。

三、鐵道に關する利權

(一) 獨逸に於て敷設權並經營權を有したる鐵道

山東鐵道

本鐵道は一八九八年の膠州灣租借條約第二章第一條の規定に據り獨逸政府に於て之が敷設權を獲得せるものなり。

(イ) 鐵道線路

獨逸は同條約に於て (甲)膠州灣より起り濰縣博山縣を経て濟南府に達し更に山東省の境界に至る線路。(乙)膠州灣より起り沂州府に出て萊蕪縣を経て濟南府に至る線路の敷設權を獲得したるが、右の内、青島濟南線は一八九九年九月下旬起工、一九〇四年六月一日竣成せり。然るに右の外租借條約に據り獲得せる各鐵道敷設權は一九一三年十二月下旬の獨支條約に據り一先づ支那に還附せらるゝこととなりたるも、之と同時に博山炭鑛採掘の爲張店博山間の支線を敷

一、山東地方に於ける獨逸時代の權益概説

設し更に山東鐵道の竣工するや、山東省官憲に交渉の末一九〇五年一月中旬の取極に依り一九〇六年中濟南黃臺橋間の支線を敷設したるを以て爾後山東鐵道會社の所有に屬する既設鐵道は(1)青島濟南線(約二五二哩)、(2)張店博山線(約二七哩)、(3)濟南黃臺橋線(約二哩半)計約二八〇哩内外なり。(尙青島濟南線及博山線敷設費用は五、二九〇萬一、二二六麻克、即ち一哩に付約一九萬麻克を要し又濟南黃臺橋線敷設費は六萬弗を要せりと謂ふ。)

(ロ) 山東鐵道會社の設立

租借條約に基き條約所定の鐵道敷設に當るべき獨支合辦鐵道會社設立の目的を以て組織せられたる獨逸「シンジケート」の代表者たる獨亞銀行より、右鐵道の内、青島より濰縣を経て濟南府に至る幹線及右幹線の一點より博山に至る支線の建設及營業の許可を獨逸政府に出願し、一八九九年六月一日其の特許を得たり。而して同「シンジケート」は同年六月中旬山東鐵道會社を組織し資本額を五、四〇〇萬麻克とし發起人たる獨逸の銀行會社十四社に於て全部之を引受けたり。尙支那人も同會社の株主たるを得べき旨條約の規定あるも、實際支那人にして同株券を引受けたるものなし。尤も其の後支那官憲並少數の支那人に於て多少同株券を取得せるものありしやに傳へられたり。

(註)

一九一三年二月中旬山東鑛山會社合併の結果資本金を六、〇〇〇萬麻克とし、更に一九一四年六月上旬製鐵所設立の爲七、〇〇〇萬麻克に増資の決議を爲せり。

(ハ) 特許命令

獨逸政府の發したる前記特許命令中の主なるものは、(1)獨逸政府は同一點に至る爲本線と並行し若くは其の多數の主要地を通過する鐵道敷設權を他の企業者に附與せざること、(2)會社は其の純益より五分以上の配當を爲すときは、其の一部を膠州灣築港工事に要する政府の費用及租借地の一般施政費に對する貢金として政府に收むること、(3)獨逸政府は特許後六十年又は其の後各五箇年の終りに於て一箇年前の豫告を以て右鐵道を買收すべき權利を留保すること等なり。

(註)

一九〇〇年三月下旬獨支間に締結せられたる膠濟鐵路章程には、「將來支那政府は本鐵道を買收することを得、其の時期及條件は改めて之を議定す」との規定あるも、右買收方法等に關しては其の後何等協議の運びに至らざりしもの如し。

(ニ) 膠濟鐵路章程

租借條約には本鐵道に關し更に獨支間に詳細協定を遂ぐべきことを規定し、右協定の際支那政府は本鐵道の敷設及營業に關し獨支會社に有利なる條件を許與し、支那に於ける他の歐支合辦

一、山東地方に於ける獨逸時代の權益概説

會社に比し、不利益なる地位に立たしめざる義務あることを約したるが、右基本條約に基き一九〇〇年三月下旬膠濟鐵路章程を締結せり。同章程に於て山東鐵道會社は、(イ)當分獨逸人專ら之を管理經營すべきこと、(ロ)會社は支那官憲の特許を得ずして條約に指定せる鐵道以外の鐵道を敷設することを得ず、但し炭礦山に連絡すべき支線及建築材料「バラスト」材料を採取の爲の支線は特別の認可なきも之を建築するを得べきこと、(ハ)鐵道保護の爲外國軍隊の使用を許さず。支那官憲は線路實測期間及工事中並營業開始後土匪及暴徒の爲妨害を來さしむることに關し極力有效なる手段を講ずべきこと、(ニ)鐵道の目的は單に商業及交通の發達にあるを以て、外國軍隊及軍械は之を輸送するを得ず。但し戰時若くは事變に際し斯くの如き輸送を強制せらるる場合は會社に於て其の責に任ぜざること、(ホ)前記將來に於ける買收の約定等を規定せり。

(註) 一九一四年日獨開戰前より獨逸人「ステルツ」なるもの「總巡」の名義を以て濟南警務總局に備聘せられ、濟南商埠及山東鐵道警務に關し警務總局長以上の權力を揮ひたるが同年十月頃解僱せられたり。

(ホ) 山東鐵道と津浦鐵道との聯絡

山東鐵道及津浦鐵道の兩會社は一九一二年の暫行取極に依り互に其の貨車をして他の線路を通

過し貨物の運搬を爲し得ること、並客車郵車等の交換は將來特別章程を議定すべきこととし、差當り兩鐵道の各重要停車場に於て乗客切符及手荷物切符の相互發賣の辦法に依ることを約し又、一九一三年六月下旬の兩會社の取極に依り山東鐵道は黃臺橋支線を延長して津浦鐵道の黃臺橋驛口支線に聯絡せしめ、右津浦鐵道支線及驛口碼頭線を其の貨車をして通過せしむるを得べきこと、並津浦鐵道は右山東鐵道支線延長部分を其の貨車をして通過せしめ得ることを約せり。

(參 考)

山東鐵道と東支鐵道との本質を比較して兩鐵道の特色を検討するは興味ある問題なるべし。即ち、

A 兩鐵道の類似點としては

- (1) 兩鐵道は共に租借條約に依り獲得せる政府の鐵道敷設權に基き存立せるものにして、租借權の主要且不可分關係を爲せり。
- (2) 表面上支那と共同合辦の私立會社の經營に屬するも、實は純然たる各所屬國の獨占事業に外ならず。

(イ) 資本に關しても支那側の出資は僅少に止まり株主としての權利行使は殆ど有名無實に終り。

(ロ) 法律上に於ても會社の國籍、準據法、監督權等悉く露國又は獨國に屬し露獨各國の法人として終始せり。

(ハ) 事務經營の實際に於ても一切會社所屬國人に依り行はれたり。

(三) 露獨兩國政府は鐵道に對し重大なる監督權、例へば (イ)鐵道工事及營業に關する命令權

(ロ) 會社資本、役員の任免に對する認可監督權等を有せり。

B 兩鐵道の差異點

(一) 鐵道資本に對する政府の關係に於て、東支鐵道資金の大部分は露國政府の國庫より支出せられたるも、山東鐵道は全然株金に依り敷設せられたり。又、露國政府は東支鐵道に對し債券の利子及償却の擔保を與へ且償却に不十分なる場合に於ける補充金貸下の義務を負ひたるも、獨逸政府は山東鐵道に對し表面上何等資金の保障又は補助の義務を負ふべきことの規定なし。

(二) 兩鐵道の目的は一は軍事的他は少くとも表面上商業的と認めざるべからず。山東鐵道に關しては東支鐵道に關するが如き密約もなく、唯其の根據たるべきものは膠州灣租借條約にして

同條約には「本規定は専ら經濟的事項に關するものにして別に何等他に意義を有することなし」と明定せり。尤も義和團事變中獨逸軍隊の鐵道沿線出兵の事實及日獨戰爭中の鐵道軍事使用の事實に徴し、山東鐵道は全然軍事上の目的なしと斷言し得ざるが如し。

(三) 東支鐵道警察權は露國の手に在りたるも、山東鐵道に於ては中立地帯外は支那政府に於て鐵道警察權を有したるものゝ如し。

(四) 東支鐵道は政府に對し其の收益分配の義務を負はず。法令中にも之を規定せるものなきも山東鐵道は毎年會社收益中より一定率の貢金を納付するの義務を負擔せり。

(五) 東支鐵道の買收權者は支那政府なりしも、山東鐵道の買收權は獨逸政府に在りたり。膠濟鐵路章程に支那政府に於て買收權を有する旨の規定あるも、其の時期條件等に關し何等協議の運びに至らざりしは已に一言せる通なるのみならず、右鐵路章程の規定は獨逸政府の買收權に對抗し得ざるものと解せざるべからず。

(二) 獨逸に於て借款權を有したる鐵道

(一) 高密韓莊線及濟南順德線

獨逸政府は一九一三年十二月末支那政府との協約に依り既設の鐵道を除き、膠州灣租借條約に

協定せる鐵道敷設權を拋棄し高密韓莊線及濟南順德線敷設借款權を獲得せり。右協定の要點左の如し。

(イ) 鐵道線路は(A)高密より沂州及嶧縣を経て韓莊に至り津浦鐵道に連絡すべきもの約三〇〇吉米、(B)濟南より起り順德府と新城との間の一點に於て京漢鐵道に連絡すべきもの約二〇〇乃至一五〇吉米の二線とす。

(ロ) 本鐵道は支那政府に屬す。同政府は獨逸會社をして獨逸の資本と材料とを用ひて之を敷設せしむること、但し同政府は本鐵道敷設に關しては海蘭鐵道借款契約一切の條款に依り辦理すべきものとす。即ち技師長、運輸主任、會計主任には獨逸人を聘用するが如き其の一例なり。

(ハ) 借款支出の監査に關しては支那政府に於て獨逸人技師長の兼任を希望せざるを以て、別に獨逸人を監査員に任用すべし。

(ニ) 將來支那政府が他國と締結すべき鐵道契約中、鐵道敷設及運輸事項に關し本約定より有利のものあるときは同様の權利を本鐵道にも附與すべし。

(ホ) 前記鐵道敷設に關する權利附與の代價として獨逸は既成の膠濟鐵道を除くの外、一八九

八年の租借條約に協定せる鐵道敷設權を拋棄し、且獨逸山東鑛山會社と山東省支那官憲との間に一九一一年七月下旬締結せられたる契約(同契約に於て獨逸は博山附近なる洪山及坊子の兩鑛山及金嶺鎮より膠濟鐵道沿線張店に至る迄の間に於ける以北三十里の地域を山東鑛山會社自から經營する鑛區とし、右指定鑛區内の鑛物は山東鑛山會社に於て單獨採掘し支那人は其の地域に於て採鑛するを得ず。又右以外従前支那より同會社に允許したる既成の膠濟鐵道未成の津浦鐵道及測量したる膠濟鐵道沿線兩側三十支里に於ける鑛山の權利は總て之を取消す旨を約せり)を獨支兩國政府に於て承認すべし。尙同時に獨逸政府は獨逸國が正定より德州に至る鐵道に關し豫約したる各特別權利を支那政府に還附す、但し後者に關しては租借條約第三章に定むる普通の權利は引續き存在すべきものとす。

以上鐵道敷設に關する大綱を決定したる後、更に同鐵道と他鐵道との接続點等に關し双方協議の歩を進め一九一四年六月下旬北京に於て協定を締結せり。而して右協定の要點は高密線の終點は徐州とし同地に於て津浦海蘭兩線と接続せしめ、又濟南線の終點は彰德府又は道口鎮とし同地に於て京漢鐵道に接続せしむること等に在りたるやに傳へられたり。

(2) 津浦鐵道北部線

獨逸は山東鐵道の敷設を了するや、更に進むで山東鐵道と北支那並南方揚子江流域を聯結する縱貫鐵道を建設し、以て山東省の富源を開發せむことを企圖したるが、揚子江流域は英國の勢力範圍なるを以て、獨逸「シンジケート」は香上銀行及英清組合と協定を遂ぐるの必要を認め、再三交渉の未一八九八年九月英獨兩企業者間に協議纏まり、大體山西省及揚子江流域並同江以南各省を以て鐵道敷設に關する英國の利益範圍とし、山東省及黃河流域を以て獨逸の利益範圍と認定し、相互に其の利益を支持すべき旨並兩企業者合同して出資を爲し、天津濟南線は獨逸側に於て、山東省の南端より鎮江に至る線は英國側に於て、各敷設及營業に當るべきことを約せり。仍て英國「シンジケート」より支那政府に交渉の末一八九九年五月假契約調印せられ、本鐵道は同「シンジケート」に於て出資敷設し且資金完済に至る迄其の營業を擔當することを約定せり。然るに幾許もなくして團匪事件發生し支那一般に排外熱瀰漫せる爲、支那政府に於て前記假契約履行を肯ぜず、加之英獨企業者間にも意見の衝突を來したるやにて荏苒久しきに及びたるも、在北京獨逸代表者の熱心なる斡旋に依り遂に一九〇八年一月中旬英獨「シンジケート」と支那政府との間に本鐵道借款契約成立するに至れり。借款金額五〇〇萬磅、英獨負擔額は分擔線路の長短に依り算定し、獨逸側(獨亞銀行)は本鐵道の北部線(天津より山東省韓莊驛附近

の省界に至る延長三九五哩)に對する割合として三一五萬磅を引受けたるが、更に一九一〇年九月下旬同追加借款契約締結せられ金額四八〇萬磅の内獨逸側は三三〇萬磅を引受けたり。而して支那政府は上記契約に基き北部線敷設の爲獨逸人を技師長に任命し一九〇八年六月起工、一九一二年十二月完成せり。(英國側負擔線即ち南部線は北部線の南端より江蘇省の浦口に至る延長約二五〇哩とす。)

尙前記第一次借款契約に依れば南北兩部線を通じ、(イ)同鐵道敷設及管理一切の權利は支那政府に在ること、(ロ)借款期限は三十年なること、(ハ)支那政府は右工事竣了後と雖借款期限中は技師長に歐洲人を採用すること、(ニ)借款の擔保は直隸山東兩省の釐稅、南京釐金局釐稅並江蘇省淮安關釐稅等の收入年額合計三八〇萬兩なること、(ホ)本借款の未だ返済を了せざる間は本鐵道及其の收入を以て他の借款の擔保とするを得ざること、(ヘ)本鐵道支線敷設に關し外資を要するときは先づ英獨「シンジケート」に商議すべきこととなれり。

(三) 獨逸に於て借款優先權を有したる鐵道

(2) 煙 濰 線

煙臺濰縣線の敷設は獨逸人の青島經營に對抗し芝罘の繁榮を目的とする一策として十數年來屢

屬同地方支那官民に依り計畫せられたるものなるが、常に資金の調達に窮し其の實現を見るに至らず。然るに一九一三年八月支那交通部は芝罘支那商人より同鐵道敷設の出願に對し本鐵道は外交問題にも關係あり、敷設費も多額を要するを以て官辦と爲すべき旨の批令を與へ、更に一九一四年六月上旬支那政府は在支獨逸公使に對し當時敷設の商議中なる煙濰鐵道敷設借款は第一に獨逸商人に商議すべし、但し一切の辦法は支那政府に於て自から獨逸商人と商訂すべく順濟高密兩線と一律に辦理することを得ざる旨の公文を送致せり。

(3) 開 兗 線

開封兗州線は津浦鐵道借款契約成立後獨支間に膠州灣租借條約に據る未設鐵道敷設權還附問題と關聯し、正定德州線と共に、津浦鐵道と同様の條件を以て支那側に於て一九一五年迄に敷設を終るべく、若期限内に敷設を完了し得ざる場合には獨逸側に於て之を敷設すべき旨の協定成立したるやに傳へられたることありしが、一九一三年十二月下旬の獨支協約(本稿「二」獨逸に於て借款權を有したる鐵道。(一)高密韓莊線及濟南順德線」の項參照)に據り、獨逸は開封兗州線及正定德州線に關し豫約したる特別權利を拋棄するも、開封兗州線に關しては膠州灣租借條約第三章に協定せられたる一般的權利即ち山東省に於て人、資本又は材料に關し外國の助力

を必要とする場合には獨逸國の工業家及商人に對し該事業及該材料を供給するの優先權を附與するの權利は引續き存在すべき旨を約せり。

(四) 鑛山に關する權益

(1) 一八九八年膠州灣租借條約第二章第四條に於て、(イ)獨逸は同條約第一條規定の鐵道線路兩側各三十支里の地帯内に於て石炭の採掘其他の企業並必要なる公共事業を營むを得ること(ロ)其の際獨逸及支那の商人は其の企業に對し共同に投資するを得ること、(ハ)本件鑛山事業に關しては別に獨支間に協定すべく、其の際支那政府は獨逸の商人及技師に對し有利なる條件を許與し以て獨逸の企業家をして支那に於ける他の歐支合辦會社に比し不利益なる地位に立たしめざる義務あることを約せり。

(2) 前記の協定に基き獨逸シンジケートは一八九九年六月一日の獨逸政府特許命令に據り同年十月十日山東鑛山會社を組織せり。尙右特許命令に據れば、鑛山會社は獨逸政府の請求あるときは先づ獨逸海軍所要の石炭を供給し其の價格は時價の五分減とすべく、又會社は其の純益より五分以上の配當を爲すときは其の一部を膠州灣築港工事に要する政府の費用及租借地の一般施政費に對し貢金として政府に上納すべきものとせり。

(3) 本件鑛山事業に關し更に別に獨支間に協定を遂ぐべきこととなり居たるは前項(1)に指摘せる通りなるが、右に基き一九〇〇年三月下旬山東華德礦務公司章程を獨支間に締結せり。同章程に於て鐵道の兩側三十支里以内に在ては既に支那人の經營に係るものを除き山東鑛山會社に於て専ら石炭及其他の礦物採掘の權利を有する旨を明かにし、又同會社は當分獨逸人に於て専ら之を經營する旨を約せり。

(4) 山東鑛山會社は創立の際資本額を一、二〇〇萬麻克とし一九〇一年九月には濰縣の坊子炭坑を、又一九〇四年六月には博山附近なる洪山(費山)炭坑を發見し夫々採掘に着手し其の後更に各地に採掘權を要求したるも支那側の婉拒する處となり、遂に獨支兩國官憲の間に確執を生ずるに至れり。然るに一九一一年七月下旬山東鑛山會社と支那側との間に妥協成立し山東省に於ける鑛山採掘に關する契約の締結を見るに至れるも、同契約は當時獨逸政府の承認を得るに至らざりしが、遂に一九一三年十二月三十一日の獨支協約に依り獨逸に於て高密韓莊線及濟南順德線敷設に關する權利を獲得せる代償として前記契約を承認せり。而して右の結果として獨逸側は洪山坊子の兩炭山及金嶺鎮鐵山の各採掘權を確實にすると共に膠州灣租借條約に依る各既設未設兩側三十支里内に於ける鑛山採掘權を放棄せり。

(5) 先是、山東鑛山會社は營業の成績面白からず、經營頗る困難なりしを以て、遂に山東鐵道會社に合併の商議を進め、一九一二年二月中旬兩社何れも株主總會を開催して合併の決議を了し、直に鐵道會社は資本額を六、〇〇〇萬麻克に増加し増資額六〇〇萬麻克を以て鑛山會社を買收せり。(而も實際は鑛山會社の資本を六〇〇萬麻克に切下げ其の株券を鐵道會社の株券に書換へたるに過ぎざりし趣なり)

尙右合併前山東鑛山會社は金嶺鎮鐵山を採掘し同地附近に製鐵所を設置せむことを欲し、在濟南獨逸總領事より支那側に交渉を試み、一九一一年七月下旬支那側の獨支合辦を以て金嶺鎮附近に製鐵所を設置することを承認したるやに傳へられたることありしが、其の後同製鐵所の管理權に關し獨支間に意見を異にし、遂に交渉纏らず仍て山東鐵道會社に於て單獨に滄口に製鐵所を設け製鐵事業を營むの計畫を樹て一九一四年六月上旬之に要する費用として一、〇〇〇萬麻克の増資を決議せり。

(五) 其の他の權益

(1) 青島芝罘及青島上海々底電線

獨逸は夙に青島芝罘及青島上海海海底電線の敷設を企圖し支那政府及支那に於て海底電線に關す

の特権を有する大北電信會社に交渉を重ねたるも、意の如くならず交渉を中止するの已むを得ざるに至れる模様なりしが、偶々團匪事件に際し其の動亂に乗じ獨逸官憲に於て遂に敷設を斷行し自ら之が經營を遂行したるが、一九〇七年五月下旬獨逸政府と支那電政局との協約に依り支那政府をして之を公然承認せしめたり。

(2) 山東鐵道と支那電報局との電信聯絡及濟南濰縣に於ける獨逸郵便交換局の設置

A 一九〇七年九月下旬支那電政局と山東鐵道會社との間に成立せる協定に依り支那政府は支那電報局を重要な山東停車場に連絡せしむべきことを承認し、山東鐵道會社は一定條件の下に公衆電報を取扱ひ得ることとなり、濟南、周村、博山、濰縣、青州、膠州、城陽、青島等に於て獨支電信の聯絡を行ひたるが、同鐵道會社に於ては鐵道沿線に發著する電報のみならず外國電報をも取扱へり。

B 一九〇五年十一月初旬の獨支郵便約定に依り支那政府は在北京獨逸公使館區域に於ける獨逸郵便局の外、濟南及濰縣に於ける各獨逸郵便局を交換局として認め同局と支那郵便局との間に各種郵便物の授受を爲すことを承認せり。(獨逸は青島に於ける支那郵便局を交換局として認めたり)又、支那政府は在支獨逸郵便局發支那各地行郵便物に獨逸郵便切手を使用する

ことを相互主義の下に承認せり。

(3) 青島經由輸出入貨物に對する釐金税免除問題

獨逸時代山東鐵道沿線には釐金局の設置なく、青島經由輸出入貨物は同鐵道沿線に於て釐金税を附加せられたる事なし。然るに山東省官憲に於ては同省收入の不足を補はむが爲屢々青島獨逸官憲に對し鐵道沿線に於て釐金税を徵收せむことを提議したるも、獨逸側に於ては(イ)釐金は一九〇二年の英支「マツケー」條約に依り既に之が撤廢方を協定せるものなること、(ロ)山東鐵道の敷設は沿線地方の開発に貢獻する處尠からざるに新たに釐金局を設置するに於ては將來の開発を甚しく阻碍するの虞あること、(ハ)南滿東支兩鐵道沿線には釐金制度の實施なきに拘らず山東鐵道沿線に之を新設せむとするは、獨逸をして日露兩國よりも不利益の地位に立たしむるものなること等の理由に依り釐金局の設置に反對し、沿線一帶の商民も亦甚しく反對せる結果、山東省官憲より妥協案を提出し北京に於ける外交團會議に附議するの運となりたるも、偶々革命の亂勃發し遂に何等の實行を見るに至らずして終れり。尙又一九一三年山東省官憲と山東鐵道會社との間に釐金問題に關し協議進行し遂に特約を締結し、(イ)鐵道沿線には釐金局を設置せざること及鐵道輸送貨物には一切内地税を課せざること、(ロ)鐵道會社は輸送貨物の

數量に應じ一種の税金を徴し山東省官憲に交付すること、(ハ)右収入は巡警費及通路修築費に充つべきこと、(ニ)官公用品及社用品には課税せざること等を約したるも官吏の反對あり、爲に何等の決定を見ずして終れり。

(4) 青 島 税 關

A 獨逸は一八九九年四月中旬の獨支協定に據り青島に一般税關制度の系統に屬する支那税關を設置することを承認し、之が代償として、(イ)青島税關長は獨逸人を以て之に充つること並税關長任命の場合は總稅務司より獨逸公使に協議すること、(ロ)歐洲人青島税關官吏は突然缺員を生じたる場合又は臨時必要ある場合の外は通則として獨逸人を以て之に充つること(ハ)歐洲人青島税關吏更迭の場合は總稅務司より豫め青島總督に通告すること、(ニ)青島税關と獨逸官憲及獨逸商人との往復は凡て獨逸語を用うることに、(ホ)租借地内に輸入せられ又は租借地より輸出せらるる貨物には關税を課せざること等の特權を得て獨逸の利益を保護増進するの途を講ぜり。

B 然るに右の如く自由港制度即ち租借地全部を自由地域とするは種々の不利不便ありたるを以て、一九〇五年十二月一日獨支間に青島税關に關する改正協定成立し右制度に代ふるに自

由地區制度を以てし、即ち大港附近に狹小なる地を劃して自由地域と爲し、同地域外の租借地内に輸入せられ又は同地より輸出せらるる貨物には支那内地同様關税を徵收せらるることとなれり。尙一九〇五年十二月初旬青島官憲の發布せる膠州灣租借地内に於ける關稅徵收規則に依れば自由地域は住居に使用することを許さず、但し工業上の建造物は此の限にあらざとせり。

C 而して之と同時に租借地内に輸入せらるる貨物の稅額を累年の統計に依り青島輸入總高の二割と看做し毎年輸入關稅收入總高の二割を青島總督に交付すべく、又獨逸軍隊用の軍需品並租借地内に於て用ゐらるべき機械類及農工業用器具類、官廳用建築材料、價格二十元以下の私用小包郵便物等は免稅の特典を附與せり。

尙又右自由地域外に設立せられたる製造所の製作品は自由地域内の製作品より以下の取扱を受くることなき協定すべく、支那内地より又は海路に由り輸入せられたる原料を同地に於て加工したる製作品は、積出の場合には原料品に相當する關稅を課するに止むることゝなれり。其の他に於ては獨逸が一八九九年の協定に依り得たる特權には何等の變更なし。

C 將又前記二協定の趣意を實行せむが爲一九〇五年十二月初旬青島總督より自由區域の範圍

免税貨物、租借地内に於ける製造品郵便物其他同税關に關する詳細なる規則公布せられたり。

(參 考)

青島税關と大連税關の地位を比較検討するは興味ある問題の一たるを失はざるべし。

(イ) 元來關稅制度上に於ける自由港とは貿易港の全部若は其の一部を劃し税關の監督並關稅賦課の範圍外に置き、保管、混合、改装、仕分等を自由に行ひ得るものなるが、大連港は大連港全部を擧げて完全に關稅制度の埒外に置き、一般市民の自由なる居住を許すと共に、大連港に輸入せらるゝ貨物は一時大連港に於て保稅狀態に置かしめ、該貨物の加工、製造の自由を認め且衛生、警察、郵政、船舶の検査移民等稅關關係以外の事項に關しては日本内地に於ける一般行政の範圍内に在るも、關稅行政上に於ては對内地關係に於て殆ど獨立せるが如き觀を呈せる點よりせば自由港制度上に於ける自由港市制度とも看做すことを得べく、更に之を換言せば、大連港には大連海關存在するを以て完全なる自由港とは謂ふを得ざるべく、又關稅の免税地帯は單に大連港のみに限らるゝことなく、關東州全部を包括するを以て「自由港」と謂ふよりも寧ろ「自由地帯」と稱すること適當なるべく、これ大連港は自由港市制度たるに拘らず關稅制度上に

於ける純然たる自由港市制度には非ずして特別關稅制度と稱せらるゝ所以にして、自由港市の一變態とも稱し得べきが如し。

(ロ) 將又、元來大連海關協定は暫定的形式の儘實施せられたるものなるが、明治四十二年頃より専ら外國人間に大連協定は密輸入に便宜を與ふるものなりとの説を生じ、遂に大正元年十一月總稅務司は駐支日本公使に對し關東州に於ける密輸入取締は結局租借地全部を有稅地と爲すの外他に有效なる方法を以て、現行協定を改訂して青島海關制度と同一のものとし度旨を非公式に申出て、次で翌二年三月正式に支那外交總長より大連海關設置に關する協定第十八條に據り該協定を改訂して獨逸の膠州灣制度を準用せむことを提議し來れるも、我中央關係各部及當業者の反對あり、議纏まらざる裡、歐洲大戰の勃發となり、本問題も有耶無耶に葬り去られたり。

(ハ) 歐洲大戰と共に日本は青島海關長及海關員、一定貨物の免除、關稅收入二割を日本官憲に納付すること等獨逸時代の特權を繼承行使したるが、一九二二年華盛頓に於ける日支條約に據り、青島税關が全然支那海關の一部たることを確認すると共に、前記獨逸時代に於ける特權を拋棄すべきことを承認したるも、青島に於ける日本の貿易關係の多大なるに鑑み青島税關との

交渉に於て日本語の使用及青島税關職員の選定に關して諒解を遂げ、次て大正十一年の山東懸案細目協定に據り従來青島に行はるゝ保税區域制度を持続すべきことを協定せり。

(三) 輓近關東州を中心とする密輸増大の傾向あり、殊に最近北支に於ける所謂密輸問題に關聯し大連海關制度調整の議提唱せられたり。所謂密輸問題は廣く政治的及經濟的觀點より慎重に考究するの要あるべしと雖、右の見地を離れ、滿洲國の創建及其の益々健實なる發達は其の財政政策の確立、經濟工作の發展、竝治外法權の漸進的撤廢に伴ひ、或は在來の關稅政策を依然として其の儘踏襲することを得ざるに至ることもあるべく、從て早晚大連海關制度及自由港制度調整問題等に關しても慎重なる攻究を要するものあるべしとの議亦最近提唱せられつゝあるが如し。

二、上海自治市建設綱領試案

(十二年十月下旬稿)

昭和十二年八月中旬英國側より提言せられたる所謂上海中立化案なるものは、(一)上海地區を一種の中立地帯と爲し日支兩國軍隊は右地帯より撤退す、(二)中立地帯の確定は現地に於て局地的折衝に依り之を行ふ、(三)中立地帯内日本居留民の保護に關しては、米佛兩國の援助を條件として英國政府に於て之に同意せば直に米佛兩國と折衝の上其の参加を要請すべしと謂ふに在り。上記英國側提案に對しては日本政府に於ても容易に賛意を表し難しとし、兎に角現地當局をして豫備的談合を試ましむることとせる趣なるが、如上英國側試案の如き中立地帯の設定は極めて漠然として單に當面を糊塗するに焦慮する一種の陋策に過ぎずと推考せざるべからず、況や南京國民政府は英國側の提言よりも遙に先ち上海に於ける領事團の一部に對し支那は日本の侵略に對抗して勢ひ自衛行動を取らせざるを得ざるに至るべしとの理由を以て、萬一日本が上海に於て軍事行動を取てする場合には支那としても租界行政を無視し積極的行動を執らざるを得ずとて、上海の中立化に關する考慮方を提言し來れるやの趣にして、果して然りとせば之畢竟支那の責任回避と更に第三國に依り日本

牽制策を弄しつとありと推斷せざるを得ざるが如く、斯の如くにして寧ろ英支の「苟合」とも推想し得べき所謂上海中立案は甚だ其の實現性に乏しと謂はざるを得ず。元來上海中立地帯案は夙に提唱せられたる處にして、現に近くは一九三二年上海事變直後日本關係當局に於て上海非武装地域の設定を企圖し、當時上海「ロータリー、クラブ」を中心とする日英米佛伊獨葡澳八箇國居留民有志に於て上海自由市計畫案を評議せることあるも、前者は單に上海海關を中心とせる二十哩の半徑を以て圓を描き此の地域を劃して非武装地域を設定せむとするものに過ぎず、又後者即ち上海「ロータリー、クラブ」を中心とする外國人有志の試案は、(1)上海を軍閥の侵略より免かれしめ、(2)獨立司法裁判所を設置し、(3)自由市の財政的基礎を樹立することを目的とし、自由市地域として上海の三行政區(共同租界、佛租界、上海特別市)を包含するものなるも、其の主眼とする處は關係各國絶對均等の基礎に於て完全なる共同管理を實行せむとするものに外ならず。即ち上記何れも地方の秩序を維持し安寧福祉を確保する所以の萬全なる方途に非ず。然るに支那は事變の飛躍的發展に伴ひ益以夷制夷の術策に狂奔し公然國際干渉を要請するに至り、上海中立案に關しても之を正式に關係各國に提議し、上海中立案の確立に依り同地方を擧げて國際管理に委任し之に依て一は上海海關の「ステータス」を確保せむことを企圖しつつあるもの如し。

今や我皇軍の戦力充實し、上海方面陸軍最高指揮官松井大將は「降魔の利劍今や鞘を離れて其の神威を發揮せむとす……誓て江南の妖雲を拂掃すべく和平の曉天を望むの日方に邁きに在る」を確信する旨を宣明せり。

上海地方一帯正に完全なる我實權下に歸服せむとすに當り、眞に恒久的和平確立の爲公正適切な成案を確立せざるべからず。本稿は即ち上海一帯が我實權下に歸屬するを必然的前提とし且つ筆者の有する限の資料を參酌せる試案にして敢て關係要路の參考の一端に供せむとするものなり。

上海自治市建設綱領試案

第一、自治市の地域

地域は上海の三行政區(共同租界、佛國租界、上海特別市)及水路を包含し、附屬保護區域として上海を中心に二十哩以内の地域を劃定す。

第二、統治の形式

一、支那國及關係各國(現在の上海共同租界土地章程關係諸國)より該地域の統治を委讓せられたる行政團體を確立す。

二、前項の行政團體の組織は民國二十五年五月公布中華民國憲法草案第五章地方制度の縣及市の

兩項を參酌し、殊に一切の國家的差別を排したる行政機關として地方政府の負ふべき責務を執行す。

自治市が其の固有の責務を執行するに當り自治市は支那國及關係各國の指揮監督に服すること無し。但し自治市は請求ある場合には其の市政報告を支那國及關係各國に提出することあるべし。

三、自治市は概ね左の條件に依り現行土地章程に代るべき自治市の新憲法を制定すべし。

(1) 市自治の辦理執行機關、市議會の組織、市議員の選舉罷免に關する事項を優先に決定する爲起草委員會を組織すること。

(2) 前項起草委員會は現に上海共同租界を中心として前記「第一、自治市の地域」一帯の治安維持に關し現に實際上の責任に在る國の代表五名、現在の上海共同租界執行委員會の委員たる外國人二名、上海佛國租界代表一名、上海特別市代表一名を以て組織し、委員長は現に地方の治安確保に任する外國の代表者を以て之に充任すること。

(3) 自治市に於ける選舉權及被選舉權資格は原則として(イ)自治市地域に於ける在住國籍別人口及(ロ)地域内在住各個人(各自國法に依り適法に認可せられたる法人を含む)の租稅納付

高、竝(ハ)當該個人の自治市地域在住年數等を基準とするに重點を置くこと。但し自治市地域在住支那人の選舉權及被選舉權資格に關しては中華民國憲法草案及國民大會代表選舉法の原則に準據し、且自治市の新憲法に於て特に自治市地域在住支那人の選舉權及被選舉權資格に關しては、其の職業及現有財産等を基準として適切公正なる特制を設定するを得べく、且又如何なる場合に於ても市政執行機關に對しては支那人は單に二名以内の代表を參加せしむるに止むること。

第三、既得權の尊重

一、現在上海共同租界、佛國租界、上海特別市に於て外國人が合法且公正に取得せる既得權益は之を尊重すべし。

但し自治市地域内に於て既に外國人の適法に有する土地所有權は之を永租權又は長期(更新附)租借權に改むべく、又、自治市は土地貸下規則を制定し自治市地域内在住支那人及外國人の土地占用に關する原則を確立すべし。

二、前項既得權益の尊重其他上記權益の將來に對する保障及該權益を積極的に増進する手段の協定等に關しては、一九二六年北京に於ける列國法權會議の報告に遵據して公正に考慮すべし。

第四、自治市の警備

- 一、自治市の安寧秩序を維持する爲外部より何等政治的干渉を受くること無く且何れの特定國又は政府の支配をも受くることなし。
- 二、自治市地域内に於て何れの國にも兵力の使用を許さず。關係各國及支那は自治市地域内の駐屯兵を一律撤退すべし。
- 三、關係各國及支那は自治市地域の保全を保障し、又自治市は他國間の戦争に關係せざる所謂中立の義務を遵守し、他の攻撃に對して防禦を爲す場合の外は他國間の戦争に誘引せらるべき關係を生ぜしめざるの義務を有すべし。
- 四、前項の根本義に基き自治市は其の地域内に於て其の態様の如何を問はず作戦行動を禁退し、又該地域を以て作戦行動の基地と爲さざるの責任を有し、從て自治市の地域を如何なる軍閥の侵略よりも免かれしめ、且平時に於ても戰時に於ても支那其の他外國人の政治的避難所たるのみならず、場合に依ては軍事作戦又は政治的煽動の根據地たることを禁退するのみならず、形而上下の内外の危険勢力の侵入を嚴重に排斥すべし。
- 五、自治市地域の防備の爲支那及外國人より成る保安隊を組織すべし。保安隊は自治市地域に於

ける唯一の武装隊にして市執行機關の指揮監督に服すべく、又市執行機關は有力なる外國人を保安隊教官として聘任することを得べし。

第五、自治市地域に於ける支那國の權益

税關其の他郵便、電信及國營鐵道は支那政府の所管たるべし。

第六、自治市地域に於ける司法事項

- 一、現在上海共同租界に於て支那國法權の下に在る者を被告とする司法制度は現行施設を尊重認容すべし。
- 二、治外法權問題の確定に至る迄、自治市政諸機關に對する訴訟事件は十名を超へざる判事より成る裁判所に於て審理せらるべく、而して上記の判事には支那人判官の参加を承認すべく、但し二名を超ゆることを得ず。而して外國人判官は少くとも任命前二箇年以上上海に居住する者に限り資格を有することとすべし。

第七、自治市の財政

- 一、自治市は現在の上海共同租界の制度と支那現行租税制度とを酌量して財政經濟的基礎を確立すべし。

- 二、支那政府は上海自治市地域内に輸入せらるゝ貨物に對する毎年海關稅收總高の一割を自治市政府に交付すべし。
- 三、自治市は其の地域内に於ける稅收總高の内より毎年一定額を支那中央政府に交付することを考慮すべし。

第八、自治市の特殊地位

上海自治市は原則として國際法の通則たる中立國の權利義務を享有すべし。(第四、「自治市の警備参照」、例へば

- 一、自治市の地域は總て之を不可侵とし原則として、(1)交戦者は軍隊又は彈藥若は軍需品の自治市地域の通過を許さず、(2)交戦者は無線電信局又は陸上若は海上に於ける交戦國兵力との通信の用に供すべき一切の機關を自治市の地域内に設置することを許さず、又現に外國が全然軍事上の目的を以て自治市の地域内に設置したる此の種の設備にして公衆通信の用に供せられざるものは之を利用するを得ず、(3)交戦國の軍隊が自治市の地域内に敗走遁入したるときは追撃を許さず。

- 二、自治市は支那及外國に對し常に公平不偏の義務を有す、即ち戰時に於て何れの交戦國に對し

ても軍資金、軍用品、兵員等の供給を許さず、又自治市地域内に於ては交戦者の爲戰鬪部隊を編成し又は其の徵募事務所を開設することを許さず。

- 三、自治市は支那及外國をして作戰上其の地域を使用することを拒斥するの義務を有す、即ち例へば(1)自治市地域内に於ける抗敵行爲を禁遏し又(2)其の地域内に於て軍人又は艦隊の武装及艦裝を爲すことを許さず、(3)自治市は其の地域内に於て支那及外國の爲に軍用品貯藏の設備及軍用營造物の設置を禁止すべく、(4)戰時に於ける交戦國艦船に對する措置に關しては原則として一八八八年「スエズ」運河に關する條約の條項に準據酌量すべし。

第九、自治市の對外關係

自治市は其の地域に對する支那國の宗主權を絶對に否認せんとするものに非ざるも、自治市を中心とする對外關係は自治市に於て監理に任すべく、從て例へば自治市を中心とする條約及各種國際協定の締結並自治市地域内に駐在すべき外國領事に對する認可狀の發給其の他重要な外交案件(例へば外國に對する特權讓與又は契約等)の處理に關しては支那國政府は必ず豫め自治市の考量に委付し且其の意見を尊重すべし。

第十、自治統治の將來

自治市の統治は一は將來支那各地に於ける外國租界撤廢の前提たることあるべき典型的形態たるべきを期せんとするものなり。従て若し將來法治主義の觀念支那に確立せられ、支那の制度に於て實際的且有效的形式に具體化せらるゝこと明確となり、自治市地域内の安全の保障、秩序、平和の維持、財産其の他既存權益の尊重等に關し満足なる實行を確認し得るに於ては、自治市を支那國の完全なる統治に委讓方を考量することあるべし。但し如何なる場合に於ても例へば一九二二年英國及「イラク」國間委任統治條約所定の如く、少くとも二十箇年は自治統治を確保すべく而して右期間終了に際し實情を審査し或は支那國の完全なる統治に委讓することあるべきと同時に或は又更に期間を延長することあるべし。將又前記期間終了に先ち支那國の統治に委讓方を考慮せらるゝことあるべきも右の場合には當然適切公正なる條件を以てすること必要なるべし。

本案起草に當り参考に供せる資料概ね左の如し、

- 一、上海共同租界の概念(齋藤博士「開市場の性質」)
- 二、上海共同租界行政に對する支那人參與問題(岸田稿「外國租界回收問題に關する基本的考察」)
- 三、上海共同租界制度革整問題(「フイータム」報告)
- 四、(1)「ダンチツヒ」自由市に關する「ヴェルサイユ」條約、(2)波蘭國及「ダンチツヒ」自由市間

の協定

- 五、「スエズ」運河の特殊性に關する條約
- 六、國際聯盟規約委任統治條項
- 七、永世中立國の概念(立博士「平時國際法論」)
- 八、旅順大連租借に關する露支條約(中立地帯條項)
- 九、膠州灣委附に關する獨支條約(中立地帯條項)
- 一〇、威海衛租借に關する英支條約(中立地帯條項)
- 一一、日清休戰條約
- 一二、日露休戰に關する議定書
- 一三、上海停戰協定
- 一四、北支停戰に關する日支協定
- 一五、中華民國憲法草案地方制度に關する條項
- 一六、上海非武裝地域設定案(一九三二年上海事變直後に於ける日本關係當局試案)
- 一七、上海自由市計畫案(一九三二年直後上海「ロータリー・クラブ」を中心とする上海居留外國人

の試案)

一八、沿海州中立化説(昭和十年十月新聞報道)

一九、上海中立化案(一九三七年八月英國提案)

二〇、昭和十二年支那事變に關する日支交渉の經過(十二年十月中旬現在)

(完)

昭和十三年九月二十六日印刷
昭和十三年十月一日發行

定價 壹圓貳拾錢
送料 六錢

著者 大連市山城町三 岸田英治

發行者 大連市月見ヶ岡五 小山貞知

印刷者 大連市東公園町三一 吾妻力松

印刷所 大連市東公園町三一 滿洲日日新聞社印刷所


大連市大廣場東拓ビル

發行所 並發賣所 滿洲評論社

電話二一九三二二番
振替大連一六五八番

販賣所 新京支局、北京支局、各地書店

Table with multiple columns of text, likely a list or index. The text is faint and difficult to read, but appears to be organized in a structured format. The table has approximately 4-5 columns and 10-12 rows of entries.







1875